

令和5年11月市議会定例会

議 案

焼 津 市

令和5年11月市議会定例会

議案目次

議案番号	件 目	頁
認第30号	専決処分事件の報告及び承認について（損害賠償の額の決定について）	1
認第31号	焼津市教育委員会委員の任命について	別冊
認第32号	焼津市農業委員会委員の任命について	〃
認第33号	焼津市農業委員会委員の任命について	〃
認第34号	焼津市農業委員会委員の任命について	〃
認第35号	焼津市農業委員会委員の任命について	〃
認第36号	焼津市農業委員会委員の任命について	〃
認第37号	焼津市農業委員会委員の任命について	〃
認第38号	焼津市農業委員会委員の任命について	〃
認第39号	焼津市農業委員会委員の任命について	〃
認第40号	焼津市農業委員会委員の任命について	〃
認第41号	焼津市農業委員会委員の任命について	〃
認第42号	焼津市農業委員会委員の任命について	〃
認第43号	焼津市農業委員会委員の任命について	〃
認第44号	焼津市農業委員会委員の任命について	〃
認第45号	焼津市農業委員会委員の任命について	〃
認第46号	焼津市農業委員会委員の任命について	〃
認第47号	焼津市農業委員会委員の任命について	〃
認第48号	焼津市農業委員会委員の任命について	〃
認第49号	焼津市農業委員会委員の任命について	〃
認第50号	焼津市農業委員会委員の任命について	〃
認第51号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
議第61号	令和5年度焼津市一般会計補正予算（第5号）案	別冊
議第62号	令和5年度焼津市し尿処理事業特別会計補正予算（第2号）案	〃
議第63号	令和5年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）案	〃
議第64号	令和5年度焼津市温泉事業特別会計補正予算（第1号）案	〃
議第65号	令和5年度焼津市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）案	〃
議第66号	令和5年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）案	〃
議第67号	令和5年度焼津市港湾事業特別会計補正予算（第2号）案	〃
議第68号	令和5年度焼津市病院事業会計補正予算（第1号）案	〃
議第69号	焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
議第70号	焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について	4
議第71号	焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議第72号	焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
議第73号	焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	19
議第74号	焼津市地域交流センター条例の制定について	20

議第75号	焼津市大井川児童センター条例の一部を改正する条例の制定について	28
議第76号	焼津市親子ふれあい広場条例の一部を改正する条例の制定について	29
議第77号	焼津市大井川商工業研修センター条例の一部を改正する条例の制定について	30
議第78号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	32
議第79号	焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
議第80号	焼津市文化会館指定管理者の指定について	34
議第81号	焼津市総合福祉会館指定管理者の指定について	35
議第82号	焼津市大井川福祉センター指定管理者の指定について	36
議第83号	焼津市ターントクルこども館指定管理者の指定について	37
議第84号	焼津市立養護老人ホーム慈恵園指定管理者の指定について	38
議第85号	焼津市駐車場指定管理者の指定について	39
議第86号	焼津市自転車駐車場指定管理者の指定について	40
議第87号	焼津市・大井川町合併基本計画の変更について	41
議第88号	焼津市道路線の認定について	90
報第25号	専決処分事件の報告について（特別児童扶養手当の受給手続に係る損害賠償事件について）	91
報第26号	専決処分事件の報告について（特別児童扶養手当の受給手続に係る損害賠償事件について）	92
報第27号	専決処分事件の報告について（特別児童扶養手当の受給手続に係る損害賠償事件について）	93
報第28号	専決処分事件の報告について（建築物破損事故に起因する損害賠償事件について）	94

専決処分事件の報告及び承認について

「損害賠償の額の決定について」を令和5年10月17日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和5年11月16日提出
 焼津市長 中野 弘道

専第20号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について次のように専決処分する。

令和5年10月17日専決処分
 焼津市長 中野弘道

損害賠償の額	2,800,000円
事件の概要	<p>平成30年12月6日に子宮頸部高度異形成及び尿管狭窄に対する手術のため焼津市立総合病院産婦人科に入院した女性に対し、翌日、腹腔鏡下单純子宮全摘術及び経尿道的尿管ステント術を施行した。</p> <p>当該手術以降、女性に発熱や上腹部から背部にかけての痛みが継続していたため、平成30年12月13日に当院にて各種検査を実施した後、外科にて診察した結果、女性は、直腸穿孔・汎発性腹膜炎であると診断し、同日に人工肛門造設術、腹腔ドレナージ術の緊急手術を実施した。</p> <p>女性は、平成31年2月22日に退院した後も継続的に当院に通院し、令和元年10月8日に治療を完了した。</p> <p>これらの事実経過に関し、焼津市立総合病院としては、女性が直腸穿孔を発症した原因として、平成30年12月7日に行われた産婦人科手術において、膣から子宮を鉗子で取り出す際に直腸を挟んだ可能性が否定できなかったことを踏まえ、女性に対し上記の額を解決金として支払うこととし、女性と和解した。</p>

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

受付年月日	内容
平成30年12月6日	女性（当時48歳）が子宮頸部高度異形成尿管狭窄に対する手術のため焼津市立総合病院産婦人科に入院した。
平成30年12月7日	腹腔鏡下单純子宮全摘術及び経尿道的尿管ステント術を施行した。
平成30年12月13日	上腹部から背部にかけての痛みが継続していたため、腹部CTを女性に実施したところ、小腸拡張、ニボー像（※1）、直腸周囲にフリーエアーが認められたため、直腸穿孔・汎発性腹膜炎（※2）と診断し、緊急的に人工肛門造設術（横行結腸）、腹腔ドレナージ術を施行した。
平成31年2月22日	女性が退院となった。以降、産婦人科及び外科外来に通院。
令和元年7月8日	人工肛門を閉鎖する方針となり、女性が当院に再度入院した。
令和元年7月10日	人工肛門閉鎖術を施行した。
令和元年7月18日	女性が退院となった。以降、外科外来に通院。
令和元年10月8日	当院外科外来終診となった。

（※1）ニボー（仏語）像とは、X線やCT画像検査における所見の1つであり、臓器等に水分がたまった場合に、気体成分と液体成分が上下に分離して境界線が鏡面のように水平となった画像が映し出される状態を指す医学用語です。

（※2）直腸穿孔（ちよくちょうせんこう）とは、直腸に穴があいた状態を指す。

汎発性（はんぱつせい）腹膜炎とは、内臓の炎症が腹膜に及ぶことが原因で起こる腹膜炎の一つで、腹腔全体に炎症が急激に広がってしまった状態を指します。

焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月16日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年焼津市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の162.5」を「100分の175」に改める。

第2条 焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
（令和5年12月に支給する期末手当の特例）
- 3 特定任期付職員に対し令和5年12月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第9条第2項の規定により算出された額に、当該特定任期付職員の期末手当基礎額に令和5年6月1日以前6か月以内の期間における当該特定任期付職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を加えた額とする。
 - (1) 6か月 100分の2.5
 - (2) 5か月以上6か月未満 100分の2
 - (3) 3か月以上5月未満 100分の1.5
 - (4) 3か月未満 100分の0.75（期末手当の内払）
- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月16日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例（案）

第1条 焼津市議員報酬等支給条例（昭和31年焼津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 焼津市議員報酬等支給条例の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の焼津市議員報酬等支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の焼津市議員報酬等支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月16日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 焼津市特別職の職員の給与に関する条例（昭和39年焼津市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の焼津市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の焼津市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月16日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 焼津市職員の給与に関する条例（昭和27年焼津市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第15条の4中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第15条の7第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

第15条の8中「第44条」を「第26条の8」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	181,800	222,600	253,400	295,400	323,100	342,100	360,300
	2	163,200	183,200	224,100	254,900	297,500	325,300	344,700	362,800
	3	164,400	184,600	225,600	256,200	299,500	327,500	347,300	365,300
	4	165,500	186,000	226,800	257,500	301,400	329,500	349,900	367,800
	5	166,600	187,300	228,200	258,700	303,200	331,500	352,500	370,300
	6	167,700	189,600	229,600	259,900	305,000	333,500	355,100	372,800
	7	168,800	191,800	231,000	261,100	306,600	335,400	357,700	375,300
	8	169,900	194,000	232,400	262,300	308,200	337,300	360,300	377,800
	9	170,900	196,200	234,000	263,600	309,800	339,200	362,900	380,300
	10	172,300	197,900	235,500	264,900	312,000	341,200	365,500	382,800
	11	173,600	199,400	236,900	266,200	314,200	343,200	368,100	385,300
	12	174,900	200,900	238,100	267,600	316,200	345,200	370,500	387,800
	13	176,100	202,400	240,900	271,600	318,200	347,000	372,900	390,300
14	177,600	203,800	242,400	273,200	320,200	349,000	374,800	392,800	

15	179,100	205,200	243,800	274,700	322,100	350,900	377,300	395,300
16	180,700	206,600	245,200	276,300	324,000	352,800	379,600	397,800
17	181,800	208,000	246,400	277,800	325,900	354,500	382,100	400,300
18	183,200	209,700	248,000	279,500	327,900	356,500	384,500	402,800
19	184,600	211,400	249,500	281,300	329,800	358,300	387,100	405,300
20	186,000	212,900	250,900	283,100	331,700	360,200	389,700	407,800
21	187,300	214,400	252,000	284,800	333,400	362,100	392,300	410,300
22	189,600	216,200	253,400	286,700	335,400	364,000	394,600	412,700
23	191,800	217,900	254,900	288,500	337,400	365,900	396,900	415,200
24	194,000	219,600	256,200	290,300	339,300	367,800	399,100	417,600
25	196,200	221,100	257,500	292,100	340,700	369,700	401,400	419,500
26	197,900	222,600	258,700	293,700	342,600	371,600	403,200	421,600
27	199,400	224,100	259,900	295,100	344,500	373,500	405,100	423,700
28	200,900	225,600	261,100	296,500	346,400	375,400	407,000	425,900
29	202,400	226,800	262,300	298,000	348,000	376,900	408,800	427,800
30	203,800	228,200	263,600	300,000	349,900	378,700	410,600	429,900
31	205,200	229,600	264,900	302,000	351,700	380,500	412,400	432,000
32	206,600	231,000	266,200	303,800	353,500	382,100	414,200	433,900
33	208,000	232,400	267,600	305,500	355,300	383,800	416,000	435,600
34	209,300	234,000	269,100	307,400	357,100	385,200	417,600	437,400
35	210,600	235,500	270,700	309,300	358,800	386,600	419,100	439,300
36	211,900	236,900	272,200	311,100	360,500	388,000	420,600	441,200
37	213,200	238,100	273,800	312,800	361,900	389,400	422,100	443,000
38	214,400	239,700	275,500	314,800	363,200	390,600	423,600	444,800
39	215,600	241,200	277,100	316,800	364,500	391,800	424,900	446,600
40	216,700	242,600	278,700	318,700	365,900	392,800	426,200	448,300
41	217,800	243,600	280,300	320,400	367,000	393,900	427,400	450,100
42	218,900	245,100	281,800	322,400	367,900	395,100	428,600	451,600
43	219,900	246,400	283,300	324,400	368,900	396,200	429,900	453,000
44	220,900	247,600	284,800	326,400	370,000	397,300	431,200	454,500
45	221,800	248,700	285,900	327,600	370,800	398,000	432,400	455,900
46	222,700	249,700	287,500	329,600	371,700	398,700	433,600	457,200
47	223,600	250,600	289,000	331,500	372,600	399,400	434,400	458,500
48	224,500	251,500	290,500	333,500	373,400	400,100	435,200	459,700
49	225,400	252,400	291,900	335,400	374,200	400,700	436,000	460,700
50	226,300	253,300	293,500	337,300	375,000	401,300	436,600	461,400
51	227,200	254,100	295,100	339,200	375,800	401,800	437,300	462,200

52	228,100	254,900	296,700	341,100	376,500	402,200	438,000	462,900
53	228,900	255,600	298,200	342,900	377,200	402,600	438,700	463,600
54	229,800	256,700	299,800	344,800	377,900	402,900	439,500	464,400
55	230,700	257,900	301,300	346,600	378,600	403,200	440,300	465,100
56	231,500	259,000	302,800	348,400	379,300	403,500	440,700	465,700
57	231,800	260,200	304,400	349,900	379,800	403,800	441,400	466,200
58	232,600	261,400	306,000	351,300	380,400	404,100	441,900	466,800
59	233,300	262,500	307,600	352,700	381,000	404,400	442,300	467,400
60	233,900	263,600	309,100	354,200	381,700	404,700	442,700	468,000
61	234,500	264,700	310,000	355,700	382,100	405,000	443,100	468,500
62	235,200	265,800	311,500	356,500	382,800	405,300	443,500	469,000
63	235,800	266,900	313,000	357,500	383,400	405,600	443,900	469,400
64	236,300	267,900	314,600	358,500	384,000	405,900	444,300	469,700
65	236,800	268,900	316,200	359,400	384,400	406,200	444,600	470,000
66	237,300	269,900	317,800	360,500	385,000	406,500	444,900	
67	237,800	270,900	319,300	361,400	385,600	406,800	445,300	
68	238,400	271,800	320,800	362,400	386,200	407,100	445,600	
69	238,900	272,700	322,200	363,300	386,600	407,300	445,900	
70	239,400	273,600	323,400	364,000	387,100	407,600	446,200	
71	239,900	274,500	324,500	364,700	387,600	407,900		
72	240,400	275,400	325,600	365,300	388,200	408,100		
73	240,900	276,300	326,300	365,700	388,500	408,300		
74	241,400	277,200	327,200	366,300	388,900	408,600		
75	241,800	278,100	328,000	367,000	389,300	408,900		
76	242,300	279,000	328,800	367,700	389,700	409,100		
77	242,800	280,000	329,600	368,000	390,000	409,300		
78	243,300	281,000	330,000	368,700	390,300	409,600		
79	243,800	281,900	330,600	369,400	390,600	409,900		
80	244,300	282,800	331,300	370,000	390,800	410,100		
81	244,700	283,300	332,100	370,300	391,000	410,300		
82	245,200	284,000	332,800	370,900	391,300	410,600		
83	245,600	284,700	333,500	371,600	391,600	410,900		
84	246,000	285,600	334,100	372,200	391,800	411,100		
85	246,400	286,600	334,600	372,500	392,000	411,300		
86	246,800	287,400	335,200	373,100	392,300			
87	247,200	288,200	335,700	373,800	392,600			
88	247,600	289,000	336,300	374,400	392,800			

89	248,000	289,700	336,600	374,800	393,000			
90	248,500	290,200	337,100	375,300	393,300			
91	248,800	290,600	337,500	375,900	393,600			
92	249,100	291,000	337,900	376,400	393,800			
93	249,400	291,200	338,300	376,900	394,000			
94		291,500	338,800	377,500	394,500			
95		291,700	339,300	378,000	395,000			
96		292,000	339,800	378,300	395,500			
97		292,200	340,100	378,700	396,000			
98		292,400	340,500	379,200	396,500			
99		292,700	341,000	379,600	397,000			
100		292,900	341,400	380,000	397,500			
101		293,200	341,700	380,400	398,000			
102		293,500	342,100	380,900	398,500			
103		293,800	342,600	381,300	399,000			
104		294,100	343,000	381,700	399,500			
105		294,400	343,200	382,000	400,000			
106		294,800	343,600	382,700				
107		295,100	344,100	383,400				
108		295,500	344,500	384,100				
109		295,700	344,700	384,800				
110		295,900	345,100	385,500				
111		296,200	345,500	386,200				
112		296,600	345,800	386,900				
113		296,800	346,100	387,600				
114		297,100	346,500					
115		297,500	346,900					
116		297,900	347,300					
117		298,100	347,800					
118		298,400	348,200					
119		298,800	348,600					
120		299,100	349,000					
121		299,300	349,500					
122		299,600	349,900					
123		300,000	350,200					
124		300,300	350,500					
125		300,500	351,000					

	126		300,900						
	127		301,300						
	128		301,600						
	129		301,800						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（二）

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	

24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	

61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	407,700	
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	408,200	
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	408,700	
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	409,200	
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	409,700	
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	410,200	
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	410,700	
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	411,200	
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	411,700	
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	412,200	
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	412,700	
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	413,200	
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400	413,700	
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900	414,200	
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400	414,700	
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700	415,200	
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
86		290,700	326,500	347,300	389,100		
87		290,900	326,700	347,600	389,800		
88		291,100	327,000	347,900	390,500		
89		291,500	327,400	348,300	391,200		
90		291,700	327,800	348,600	391,900		
91		291,900	328,200	349,000	392,600		
92		292,100	328,600	349,300	393,300		
93		292,500	328,900	349,700	394,000		
94		292,700	329,100	350,000	394,700		
95		292,900	329,500	350,300	395,400		
96		293,200	329,800	350,600	396,100		
97		293,500	330,000	350,900	396,800		

	98		293,700	330,300	351,300	397,500		
	99		293,900	330,600	351,700	398,200		
	100		294,200	330,900	352,100	398,900		
	101		294,500	331,100	352,600	399,600		
	102		294,700	331,400	353,000			
	103		294,900	331,800	353,400			
	104		295,200	332,000	353,800			
	105		295,500	332,200	354,300			
	106			332,400	354,800			
	107			332,800	355,300			
	108			333,000	355,800			
	109			333,200	356,300			
	110			333,600	356,800			
	111			334,000	357,300			
	112			334,400	357,800			
	113			334,600	358,300			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

備考 この表は、栄養士の職員に適用する。

医療職給料表（三）

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400	

13	201, 200	230, 800	265, 100	282, 100	311, 400	356, 200	403, 300
14	203, 200	231, 800	266, 000	283, 000	313, 000	358, 200	405, 300
15	205, 300	232, 800	266, 800	283, 900	314, 600	360, 200	407, 400
16	207, 300	233, 700	267, 700	284, 800	316, 200	362, 200	409, 400
17	209, 300	234, 800	268, 200	285, 800	317, 700	364, 100	411, 400
18	211, 300	236, 200	269, 000	286, 800	319, 200	366, 100	413, 600
19	213, 400	237, 600	269, 800	287, 800	320, 700	368, 200	415, 800
20	215, 400	238, 700	270, 600	288, 900	322, 100	370, 200	417, 900
21	217, 300	239, 800	271, 300	290, 200	323, 500	371, 900	419, 800
22	219, 000	241, 400	272, 000	291, 600	324, 900	374, 000	421, 700
23	220, 700	243, 100	272, 700	292, 800	326, 400	376, 100	423, 500
24	222, 400	244, 500	273, 500	294, 000	327, 800	378, 100	425, 400
25	223, 700	245, 700	274, 300	295, 100	329, 200	380, 000	427, 100
26	225, 000	247, 000	275, 000	296, 500	330, 600	381, 600	428, 700
27	226, 100	248, 400	275, 800	297, 900	332, 000	383, 400	430, 400
28	227, 100	249, 700	276, 600	299, 300	333, 400	385, 200	432, 000
29	228, 200	251, 100	277, 600	300, 300	334, 500	386, 900	433, 300
30	229, 000	252, 100	278, 700	301, 600	336, 000	388, 600	434, 600
31	229, 800	252, 900	280, 100	302, 900	337, 400	390, 500	436, 200
32	230, 500	253, 600	281, 300	304, 100	338, 900	392, 200	437, 700
33	231, 600	254, 400	282, 500	305, 300	340, 400	393, 900	439, 400
34	232, 800	255, 300	283, 800	306, 700	341, 900	395, 600	441, 000
35	233, 900	256, 200	284, 900	308, 100	343, 400	397, 400	442, 400
36	234, 900	256, 900	286, 100	309, 500	344, 900	399, 100	443, 800
37	235, 900	257, 600	287, 500	310, 800	346, 500	400, 700	444, 900
38	237, 200	258, 500	288, 600	312, 100	348, 100	402, 400	446, 200
39	238, 500	259, 400	289, 700	313, 500	349, 600	404, 200	447, 500
40	239, 700	260, 300	290, 700	314, 900	351, 100	406, 000	448, 900
41	240, 500	260, 700	291, 700	316, 400	352, 300	407, 500	449, 900
42	241, 500	261, 500	292, 900	317, 800	353, 800	409, 000	450, 600
43	242, 500	262, 300	294, 100	319, 200	355, 300	410, 500	451, 400
44	243, 500	263, 000	295, 300	320, 500	356, 700	411, 800	452, 000
45	244, 500	263, 700	296, 400	321, 300	358, 100	412, 900	452, 900
46	245, 500	264, 400	297, 700	322, 700	359, 100	414, 000	453, 600
47	246, 400	265, 100	299, 000	324, 100	360, 500	415, 100	454, 400
48	247, 200	265, 800	300, 200	325, 600	361, 800	416, 300	455, 200
49	248, 000	266, 500	301, 300	326, 700	363, 100	417, 600	455, 900

50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	432,700	
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	433,500	
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	434,300	
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	435,100	
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	435,900	
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	436,700	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	437,500	
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	438,300	
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		

87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
94	283,800	316,500	349,400	367,500	394,200		
95	284,700	317,200	350,100	367,900	394,700		
96	285,600	317,800	350,700	368,200	395,200		
97	286,200	318,300	351,100	368,800	395,700		
98	286,800	318,600	351,500	369,300	396,200		
99	287,400	319,200	352,000	369,800	396,700		
100	288,300	319,800	352,400	370,300	397,200		
101	289,100	320,200	352,900	370,900	397,700		
102	289,900	320,800	353,300	371,400	398,200		
103	290,700	321,400	353,800	371,900	398,700		
104	291,500	321,900	354,200	372,300	399,200		
105	292,100	322,300	354,500	372,900	399,700		
106	292,600	322,800	355,000	373,400	400,200		
107	293,100	323,300	355,400	373,900	400,700		
108	293,500	323,800	355,700	374,400	401,200		
109	293,700	324,200	356,200	375,000	401,700		
110	294,000	324,600	356,700	375,400			
111	294,200	324,900	357,200	375,900			
112	294,500	325,200	357,700	376,400			
113	294,800	325,500	358,200	377,000			
114	295,000	325,900	358,700	377,600			
115	295,300	326,300	359,200	378,200			
116	295,500	326,600	359,600	378,800			
117	295,800	326,800	360,000	379,400			
118	296,100	327,100	360,400	380,000			
119	296,400	327,500	360,900	380,600			
120	296,700	327,700	361,400	381,200			
121	297,000	327,900	361,800	381,800			
122	297,400	328,200	362,300	382,400			
123	297,700	328,500	362,800	383,000			

124	298,100	328,800	363,300	383,600			
125	298,300	329,000	363,600	384,200			
126	298,500	329,300		384,800			
127	298,800	329,700					
128	299,200	329,900					
129	299,400	330,100					
130	299,700	330,300					
131	300,100	330,700					
132	300,500	330,900					
133	300,700	331,200					
134	301,000	331,600					
135	301,400	332,000					
136	301,700	332,400					
137	301,900	332,700					
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					
141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円 236,100	円 256,400	円 263,600	円 273,800	円 290,100	円 327,300	円 371,800

備考 この表は、保健師、助産師及び看護師の職員で市長が定めるものに適用する。

第2条 焼津市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の4中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の70」

を「100分の68.75」に改める。

第15条の7第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の焼津市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）中第15条の4及び第15条の7の規定は令和5年12月1日から、別表第1及び別表第2の規定は令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の焼津市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月16日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市手数料条例の一部を改正する条例（案）

焼津市手数料条例（平成12年焼津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第55号中「登録」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により、狂犬病予防法第4条第1項の規定による犬の登録の申請があったものとみなして行うものを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

焼津市地域交流センター条例の制定について

焼津市地域交流センター条例を次のとおり制定する。

令和5年11月16日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市地域交流センター条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、焼津市地域交流センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第2条 地域住民等の交流、生きがづくり及びまちづくり活動の推進を図るため、本市に地域交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
焼津市焼津地域交流センター	焼津市本町五丁目6番1号
焼津市大村地域交流センター	焼津市大覚寺三丁目5番地の5
焼津市豊田地域交流センター	焼津市小屋敷258番地の1
焼津市小川地域交流センター	焼津市小川2724番地の1
焼津市港地域交流センター	焼津市石津港町40番地の1
焼津市東益津地域交流センター	焼津市石脇上65番地
焼津市大富地域交流センター	焼津市中根新田93番地の1
焼津市和田地域交流センター	焼津市田尻1992番地の2
焼津市大井川地域交流センター	焼津市宗高900番地

（事業）

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の住民、団体等の交流に関する事業
- (2) 生涯学習活動に関する事業
- (3) まちづくり活動の支援に関する事業
- (4) センターの施設を一般の利用に供する事業
- (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

（開館時間）

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（休館日）

第5条 センターの休館日は、次に掲げる日（焼津市焼津地域交流センターにあっては、

第2号に掲げる日)とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

(使用の許可)

第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は前項の許可をするに当たり、必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第7条 市長は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

(1) センターの設置の目的に反するとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員による使用であるとき。

(4) センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(5) 専ら営利を目的とするとき。

(6) その他センターの管理運営上支障があるとき。

(使用料)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を市長が定める納期までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市が使用するとき 免除

(2) 地縁による団体がその事業のために使用するとき 免除

(3) 規則で定める障害者団体がその事業のために使用するとき 免除

(4) 社会教育団体として認定した団体がその事業のために使用するとき 2分の1の額を減額

(5) その他市長が特別の理由があると認めるとき 市長が定める額を減額又は免除

(使用料の加算)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を使用料に加算することができる。

(1) 市外の個人又は法人その他の団体が使用するとき 使用料に相当する額

(2) 営利を目的とする事業を営む者が使用するとき 使用料に相当する額

(使用中止の申出)

第11条 使用者は、その使用を中止するときは、使用日の7日前(当該日が休館日の場合はその前日)までに申し出なければならない。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が自己の責めによらない理由で使用することができないとき。
- (2) 使用者が使用許可を取り消され、又は変更を承認された場合において、市長が必要と認めたとき。

(使用許可の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を停止し、若しくは制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者がセンターの管理上の指示に従わないとき。
- (4) その使用が第7条各号のいずれかに該当し、又は該当していることが明らかになったとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、使用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は許可を受けた目的以外の目的に使用してはならない。

(設備等の制限)

第15条 使用者は、センターを使用するため特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、センターの使用を終了したとき、又は第13条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに自己の負担により施設を原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第17条 使用者は、センターの建物、附属設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合において、使用者は、その損害を賠償しなければならない。

(意見の把握)

第18条 市長は、センターの適正かつ円滑な運営に資するため、利用者からの意見の把握に努めるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(焼津市公民館条例の廃止)

2 焼津市公民館条例（昭和61年焼津市条例第9号）は、廃止する。

(準備行為)

- 3 センターの使用許可に必要な手続その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。
(焼津市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)
- 4 焼津市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例(昭和39年焼津市条例第11号)を次のように改正する。
第3条第2号中「公民館」を「地域交流センター」に改める。
(市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定める条例の一部改正)
- 5 市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定める条例(平成29年焼津市条例第27号)の一部を次のように改正する。
本則中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別表（第8条関係）

1 会議室等使用料

施設	会議室等	使用時間			
		午前（9時から 12時まで）	午後（13時から 17時まで）	夜間（18時から 21時30分まで）	
焼津市 焼津地 域交流 センタ ー	大集会室	円 2,110	円 2,750	円 3,170	
	和室	和室1	520	630	730
		和室2	1,050	1,370	1,580
		和室3	1,050	1,370	1,580
		和室1・2通	1,050	1,370	1,580
		和室2・3通	1,270	1,690	1,900
		和室1・2・3通	1,470	1,900	2,210
	会議室	会議室1	1,050	1,370	1,580
		会議室2	840	1,050	1,270
		会議室3	1,050	1,370	1,580
		会議室4	520	630	730
		会議室5	1,050	1,370	1,580
		会議室6	1,050	1,370	1,580
		会議室5・6通	1,470	1,900	2,210
研修室	1,050	1,370	1,580		
料理実習室	2,330	2,640	2,860		
焼津市 大村地 域交流 センタ ー	大集会室	2,110	2,750	3,170	
	和室	1,050	1,370	1,580	
	会議室	会議室1	840	1,050	1,270
		会議室2	1,050	1,370	1,580
		会議室3	1,050	1,370	1,580
		会議室4	1,050	1,370	1,580
		会議室2・3通	1,270	1,580	1,900
	工作室	1,050	1,370	1,580	
料理実習室	2,340	2,650	2,870		
焼津市 豊田地 域交流 センタ ー	大会議室	1,470	1,900	2,210	
	和室	1部屋	1,050	1,370	1,580
		2部屋通	1,470	1,900	2,210
	会議室	会議室	1,050	1,370	1,580
		会議室小	520	630	730
2部屋通		1,470	1,900	2,210	

	料理実習室		2,330	2,640	2,860	
焼津市 小川地 域交流 センタ ー	大集会室		2,110	2,750	3,170	
	和室		1,050	1,370	1,580	
	会 議 室	会議室 1		1,050	1,370	1,580
		会議室 2		1,050	1,370	1,580
		会議室 3		1,050	1,370	1,580
		会議室 2・3 通		1,470	1,900	2,210
	工作室		1,050	1,370	1,580	
	料 理 実 習 室	料理実習室		1,050	1,370	1,580
		講座室		840	1,050	1,270
		料理実習室・講座室 通		1,470	1,900	2,210
焼津市 港地域 交流セ ンター	大会議室		1,690	2,210	2,540	
	和 室	1 部屋	1,050	1,370	1,580	
		2 部屋通	1,470	1,900	2,210	
	会 議 室	1 部屋	840	1,050	1,270	
		2 部屋通	1,050	1,370	1,580	
	研修室		1,050	1,370	1,580	
	小和室		520	630	730	
	工作室		1,050	1,370	1,580	
料理実習室		2,300	2,640	2,860		
焼津市 東益津 地域交 流セン ター	大集会室		2,110	2,750	3,170	
	和室		1,050	1,370	1,580	
	会 議 室	会議室 1		1,050	1,370	1,580
		会議室 2		1,050	1,370	1,580
		会議室 3		840	1,050	1,270
		会議室 4		1,050	1,370	1,580
		会議室 5		1,050	1,370	1,580
		会議室 4・5 通		1,270	1,580	1,900
料理実習室		3,180	3,610	3,930		
焼津市 大富地 域交流 センタ ー	大 集 会 室	大集会室	1,900	2,540	2,860	
		控室	840	1,050	1,270	
		大集会室・控室	2,110	2,750	3,170	
	和	和室 A	1,050	1,370	1,580	

	室	和室B	840	1,050	1,270
		和室A・B通	1,270	1,580	1,900
	会議室	第1会議室	840	1,050	1,270
		第2会議室	840	1,050	1,270
		第3会議室	840	1,050	1,270
		第4会議室	520	630	730
		第1・第2会議室通	1,050	1,370	1,580
	工作室	840	1,050	1,270	
	料理実習室	1,050	1,370	1,580	
	集会室	520	630	730	
焼津市 和田地 域交流 センター	多目的ホール		2,330	3,060	3,490
	和室		1,050	1,370	1,580
	会議室	会議室1	1,050	1,370	1,580
		会議室2	840	1,050	1,270
		会議室3	840	1,050	1,270
		会議室2・3通	1,050	1,370	1,580
		会議室4	1,050	1,370	1,580
	料理実習室		1,270	1,580	1,900
	中ホール		1,470	1,900	2,210
	工作室		1,050	1,370	1,580
音楽室		1,050	1,370	1,580	
焼津市 大井川 地域交 流セン ター	大会議室		2,130	2,130	2,660
	和室		1,590	1,590	2,130
	会議室		1,060	1,060	1,590
	学習室		1,060	1,060	1,590
	談話室		520	630	730
	調理室		1,590	1,590	2,130

備考

1 「午前・午後使用」は9時から17時まで、「午後・夜間使用」は13時から21時30分まで、「全日使用」は9時から21時30分までの使用時間とし、その使用料は、各使用時間の区分の額の合計額とする。

2 使用料の額に10円未満の端数金額があるときは、これを切り捨てる。

2 備品等使用料

名称	単位	使用料	備考
		円	
ピアノ グランド	1台	3,110	調律料を含まない。
ピアノ アップライト	1台	1,036	調律料を含まない。

演台	1式	309	花台を含む。
アンプ付演台	1台	512	
拡声装置 ポータブル	1式	512	マイクを含む。
拡声装置 据付式	1式	2,074	マイクを含む。
映写装置	1式	1,036	スクリーンを含む。

備考

- 1 この表に定める額は、「1 会議室等使用料」の表に規定する午前、午後又は夜間の使用時間の区分当たりの額とする。
- 2 この表に掲げるもの以外の備品等の使用料の額は、類似する備品等の使用料の額に準じて算定した額とする。
- 3 使用料の算定については、「1 会議室等使用料」の表の備考の例による。

3 冷暖房使用料

(1) 焼津市和田地域交流センター多目的ホール

使用時間		
午前（9時から12時まで）	午後（13時から17時まで）	夜間（18時から21時30分まで）
円 1,069	円 1,175	円 1,069

(2) 焼津市和田地域交流センター多目的ホール以外の施設

施設の面積区分	使用時間		
	午前（9時から12時まで）	午後（13時から17時まで）	夜間（18時から21時30分まで）
	円	円	円
40㎡未満	213	213	213
40㎡以上100㎡未満	426	534	426
100㎡以上	641	748	641

備考

- 1 この表に定める額は、使用する会議室等の面積等によるものとする。
- 2 使用料の算定については、「1 会議室等使用料」の表の備考の例による。

焼津市大井川児童センター条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市大井川児童センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月16日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市大井川児童センター条例の一部を改正する条例（案）

焼津市大井川児童センター条例（平成20年焼津市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第4条中「午後5時まで」を「午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

焼津市親子ふれあい広場条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市親子ふれあい広場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月16日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市親子ふれあい広場条例の一部を改正する条例（案）

焼津市親子ふれあい広場条例（平成23年焼津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「午後5時まで」を「午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

焼津市大井川商工業研修センター条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市大井川商工業研修センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月16日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市大井川商工業研修センター条例の一部を改正する条例（案）

焼津市大井川商工業研修センター条例（平成20年焼津市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第3条中「午後10時」を「午後9時30分」に改める。

第7条中「別表」を「別表第1、別表第2及び別表第3」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1 会議室使用料（第7条関係）

使用時間	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
室名						
大会議室	1,470円	1,900円	2,210円	3,370円	4,110円	5,580円
中会議室	840円	1,050円	1,270円	1,890円	2,320円	3,160円
小会議室	520円	630円	730円	1,150円	1,360円	1,880円

備考 使用者が、市内に住所を有する者（市内に在学又は在勤の者を含む。）以外の者又は市内に事務所を有する法人その他の団体以外のものである場合には、この表に定める額にその100パーセントの額を加算する。

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2 冷暖房使用料（第7条関係）

使用時間	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
室名						
大会議室	641円	748円	641円	1,389円	1,389円	2,030円
中会議室	213円	213円	213円	426円	426円	639円
小会議室	213円	213円	213円	426円	426円	639円

備考 使用料の算定については、「別表第1 会議室使用料」の表の備考の例による。

別表第3 備品使用料（第7条関係）

名称	使用料

	(午前、午後及び夜間のそれぞれ)
放送機器	512円

備考

- 1 「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで及び「夜間」とは午後6時から午後9時30分までとする。
- 2 この表に掲げるもの以外の備品の使用料の額は、類似する備品の使用料の額に準じて算定した額とする。
- 3 使用料の算定については、「別表第1 会議室使用料」の表の備考の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年12月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月16日提出
焼津市長 中野 弘道

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(案)

(焼津市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 焼津市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年焼津市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(焼津市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 焼津市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年焼津市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(焼津市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 焼津市公共下水道事業の設置等に関する条例(平成30年焼津市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月16日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成23年焼津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

焼津市文化会館指定管理者の指定について

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 公の施設

- (1) 名称 焼津市焼津文化会館
所在地 焼津市三ヶ名1550番地
- (2) 名称 焼津市大井川文化会館
所在地 焼津市宗高888番地

2 指定管理者に指定しようとする団体

焼津市三ヶ名1550番地
公益財団法人焼津市振興公社
理事長 吉永 律子

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月16日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市総合福祉会館指定管理者の指定について

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 公の施設

(1) 名称 焼津市総合福祉会館

(2) 所在地 焼津市大覚寺三丁目2番地の2

2 指定管理者に指定しようとする団体

焼津市大覚寺三丁目2番地の2

社会福祉法人焼津市社会福祉協議会

会長 岩崎 四郎

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月16日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市大井川福祉センター指定管理者の指定について
下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設
 - (1) 名称 焼津市大井川福祉センター
 - (2) 所在地 焼津市宗高572番地の1
- 2 指定管理者に指定しようとする団体
焼津市大覚寺三丁目2番地の2
社会福祉法人焼津市社会福祉協議会
会長 岩崎 四郎
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月16日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市ターントクルこども館指定管理者の指定について

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 公の施設

(1) 名称 焼津市ターントクルこども館

(2) 所在地 焼津市栄町五丁目1番1号

2 指定管理者に指定しようとする団体

焼津市栄町五丁目1番1号

一般社団法人やいづ子育て・多世代交流支援協会ことこと

代表理事 高木 利夫

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月16日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市立養護老人ホーム慈恵園指定管理者の指定について
下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設
 - (1) 名称 焼津市立養護老人ホーム慈恵園
 - (2) 所在地 焼津市大覚寺三丁目2番地の3
- 2 指定管理者に指定しようとする団体
焼津市大覚寺三丁目2番地の1
社会福祉法人焼津福祉会
理事長 池ヶ谷 聡
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月16日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市駐車場指定管理者の指定について

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 公の施設

(1) 名称 焼津市小石川駐車場

所在地 焼津市栄町二丁目7番21号

(2) 名称 焼津駅北口駐車場

所在地 焼津市駅北一丁目1番1号

2 指定管理者に指定しようとする団体

神奈川県横浜市港北区菊名七丁目3番22号

アマノマネジメントサービス株式会社

代表取締役 小針 宏之

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月16日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市自転車駐車場指定管理者の指定について

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 公の施設

(1) 名称 焼津駅北口自転車駐車場

所在地 焼津市駅北一丁目1番1号

(2) 名称 焼津駅南口自転車駐車場

所在地 焼津市栄町一丁目1番27号

2 指定管理者に指定しようとする団体

東京都中央区日本橋小網町7番2号

サイカパーキング株式会社

代表取締役 森井 清

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月16日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市・大井川町合併基本計画の変更について

焼津市・大井川町合併基本計画を別紙のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第6条第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年11月16日提出
焼津市長 中野 弘道

**焼津市・大井川町
合併基本計画
(変更案)**

平成 20 年 2 月

焼津市及び大井川町合併協議会

平成 29 年 12 月変更

令和 5 年〇〇月変更

焼津市

目 次

第1章 序論	1
第1節 背景	1
第2節 基本計画作成の目的	1
第3節 基本計画の構成	2
第4節 合併の必要性	2
第5節 計画の期間	3
第2章 新市の概況	4
第1節 位置と地勢	4
第2節 気候	4
第3節 面積	4
第4節 歴史・沿革	5
第5節 人口と世帯	6
第6節 産業の動向	7
第3章 主要指標の見通し	14
第1節 人口の推移	14
第2節 世帯数の推移	15
第4章 新市のまちづくり基本方針	16
第1節 基本理念	16
第2節 新市の将来像	17
第3節 まちづくりの目標	18
第4節 土地利用のあり方	19
第5章 新市の主要施策	21
第1節 重点プロジェクト	21
第2節 まちづくりの目標に基づく主要施策	24
第3節 新市における静岡県事業の推進	37
第6章 公共的施設の適正配置と整備	39
第7章 新市の財政計画	40
第1節 基本的な考え方	40
第2節 財政計画	40
用語解説	43

<計画の変更にあたって>

前回の合併基本計画の変更は、東日本大震災の発生後における合併市町村の実情を踏まえた地方債の特例により、地方債を起すことができる期間が延長可能となったことを受け、合併推進債の有効活用を通じ、現計画の一層の推進を図るために、現計画期間を令和5年度まで延長したものです。

今回は、合併特例事業推進要綱が改正され、経過措置が講じられたことから、今後、合併推進債の活用を見込む事業の財政負担軽減を図り、効果的かつ着実なまちづくりを推進するため、計画の一部変更を行うものです。

第1章 序論

第1節 背景

地方分権の時代を迎え、これまでの国と地方の関係が大きく変わりつつある中で、地方自治体の運営は、地方自らが決め、自らの責任で執行することが求められています。

また、少子・高齢、人口減社会を迎える中で、社会保障費の増大や国の財政構造改革の地方への影響などにより、自治体経営は極めて厳しい状況が続くと予想されます。さらに、住民一人ひとりの生活や価値観も多様化しており、住民のニーズは複雑かつ高度なものへと変化しています。

このように地方自治体を取り巻く環境が変化する中、持続的に良質な住民サービスを提供していくためには、住民や事業者と行政が手を携え、行政のスリム化を図り、財政的にも安定した、住民が安心して生活できる足腰の強い自治体を一刻も早く創らなければなりません。

こうした中、「平成の大合併」では、市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）のもと、平成11年3月末に3,232あった自治体が、平成18年3月末までに1,821にまで再編されました。

静岡県内においても、自治体数は74から42へと再編されるとともに、静岡市は平成17年4月に、浜松市は平成19年4月に政令指定都市へ移行しています。

焼津市と大井川町は、学校給食業務、消防・救急業務などの事務の共同処理をはじめ、産業面の類似性や市立総合病院の利用など、これまでの相互間交流の経過により信頼関係を築いてきました。また、駿河湾に面した海岸線を有し、可住面積率 90%以上という地勢的な面からも、地震・津波等の防災対策など、地域の共通課題に一体的、効率的に取り組むことが可能です。

こうしたことから、既に一体感を有している焼津市と大井川町は、地方分権の受け皿となり得る、より高度で安定した行財政基盤を有する自治体を目指して、新しい第一歩を踏み出しました。

なお、焼津市と大井川町の合併は、「静岡県市町村合併推進構想」の中で、合併を推進する市町の組合せの一つとして位置づけられています。

第2節 基本計画作成の目的

合併市町村基本計画は、新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進していくことを目的に、市町村の合併の特例等に関する法律（第6条）に基づく法定計画として作成するものです。また、新市の速やかな一体化を確立し、地域間の均衡ある発展と市民福祉の向上を図るものです。

第3節 基本計画の構成

この計画は、序論、新市の概況、主要指標の見通し、新市のまちづくり基本方針、新市の主要施策、公共的施設の適正配置と整備、新市の財政計画により構成されています。

第4節 合併の必要性

● 財政的自立

平成15年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）2003」をもとに、いわゆる「三位一体の改革」が進められ、地方交付税や国庫補助金の削減が続く中、地方交付税に依存することなく、持続的に良質な住民サービスを提供するためには、財政的に自立することの手立てこそが先決です。

企業誘致などによる自主財源の確保対策を講じて、財政基盤の強化を図るとともに、合併を機会に人件費の削減をはじめとした更なる行財政改革に取り組む必要があります。

● 少子・高齢化社会への対応

日本の人口は2005年を境に「人口増加社会」から「人口減少社会」へと転換しました。焼津市、大井川町においても、今後は人口の増加が見込めず、減少していくものと想定されます。

また、総人口に占める15歳未満の年少人口割合は、焼津市では平成12年15.3%に対し、平成17年では14.5%、大井川町では平成12年16.3%に対し、平成17年では14.6%となっています。一方、総人口に占める65歳以上の老年人口割合は、焼津市では平成12年17.0%に対し、平成17年では20.3%、大井川町では平成12年16.8%に対し、平成17年では19.3%となっており、ともに少子・高齢化が進んでいます。

少子・高齢化社会、人口減少に対応するため、子育て支援や高齢者福祉並びに雇用対策や医療体制の充実など、積極的な政策導入を図る必要があります。

● 地方分権への対応

平成12年4月に、中央集権型行政システムの中核的部分を占めてきた機関委任事務制度の廃止と国等の関与のあり方の見直しを主な内容とする地方分権一括法が施行され、地方自治体の「自己決定」と「自己責任」の範囲が大きく広がりました。

また、国や県からの権限移譲により、増加する事務量を的確に処理する能力と専門性が要求されています。

今後、住民が望む専門的かつ高度なサービスを、これまで以上に、「自己決定」「自己責任」のもとで的確に提供できるよう、地方分権に対応できる優秀な人材の育成や確保を図り、住民にもっとも身近な基礎自治体として、地方分権の受け皿となり得る行政基盤を確立していく必要があります。

● 行政ニーズの高度化・多様化への対応

社会生活環境の変化により、教育文化・福祉保健・生活環境・産業振興・都市整備の各分野において、行政ニーズは高度化・多様化しています。今後、この傾向はますます強くなると考えられ、地域間競争をリードしていくためにも、的確な対応が求められています。

効率的な自治体規模の優位性を活かして、密度の高い住民サービスの提供と住民の利便性を高めるため、行政能力の更なる向上を図る必要があります。

また、住民、事業者などとの協働によるまちづくりを、一層推進していく必要があります。

● 地域の特性を活かしたまちづくりの推進

焼津市と大井川町は、地域の海岸線に沿ってほとんどが平野で、比較的コンパクトな区域に約14万3千人が居住しており、地形的な類似性があります。

国内最大級の水揚量を誇る焼津漁港と地方港湾としては全国有数の取扱貨物量を誇る大井川港、豊富な魚介類、駿河湾深層水、大井川伏流水、こうした資源や地域の特性を活かし、時代の潮流や広域における役割などを十分に踏まえながら、个性的かつ住民満足度の高いまちづくりを進めていく必要があります。

第5節 計画の期間

この計画の期間は、平成20年11月1日（新市発足時）から令和6年3月31日とします。

ただし、各施策における主要事業で、実施設計には着手しているものの、当該期間内に完了しない事業のうち、最も期間を要するものは、令和11年度の完了を予定しています。このため、財政計画については、計画期間を平成20年度から令和11年度までとします。

なお、具体的施策及び財政計画については、社会経済状況の変化や財政制度の改正などにより、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 新市の概況

第1節 位置と地勢

新市は静岡県のほぼ中央に位置し、北は静岡市と岡部町に接し、東は駿河湾に臨み、西は藤枝市と島田市、南は大井川を挟んで吉田町と接しています。

また、東海道本線の2つの駅と東名高速道路の焼津インターチェンジ、大井川焼津藤枝スマートインターチェンジを有し、国道150号などの幹線道路が市域を通過しているため、交通の利便性に優れています。平成21年6月に開港した富士山静岡空港からは、市域のほとんどが20km圏内にあります。

さらに、一級河川の大井川をはじめ、多数の河川が市内を流れ、水に恵まれた環境となっています。

【位置図】



第2節 気候

新市は、冬場でもほとんど降雪がなく、極めて温暖な気候であり、一年を通して過ごしやすい地域となっています。

第3節 面積

新市は南北に長く、北部から南部にかけて駿河湾に臨む15.5kmの海岸線を有しています。区域の海岸線に沿ってほとんどが平野であり、90%以上の可住地面積を持っています。

総面積は70.55 km²で、全域が都市計画区域になっています。

第4節 歴史・沿革

「焼津」の地名は、古事記や日本書紀によると日本武尊^{やまとたけるのみこと}が東夷征伐の途中、天叢雲劍^{あまのむらくものつるぎ}で草を薙ぎ、それに火をかけて賊を滅ぼした地であることに由来すると記されています。

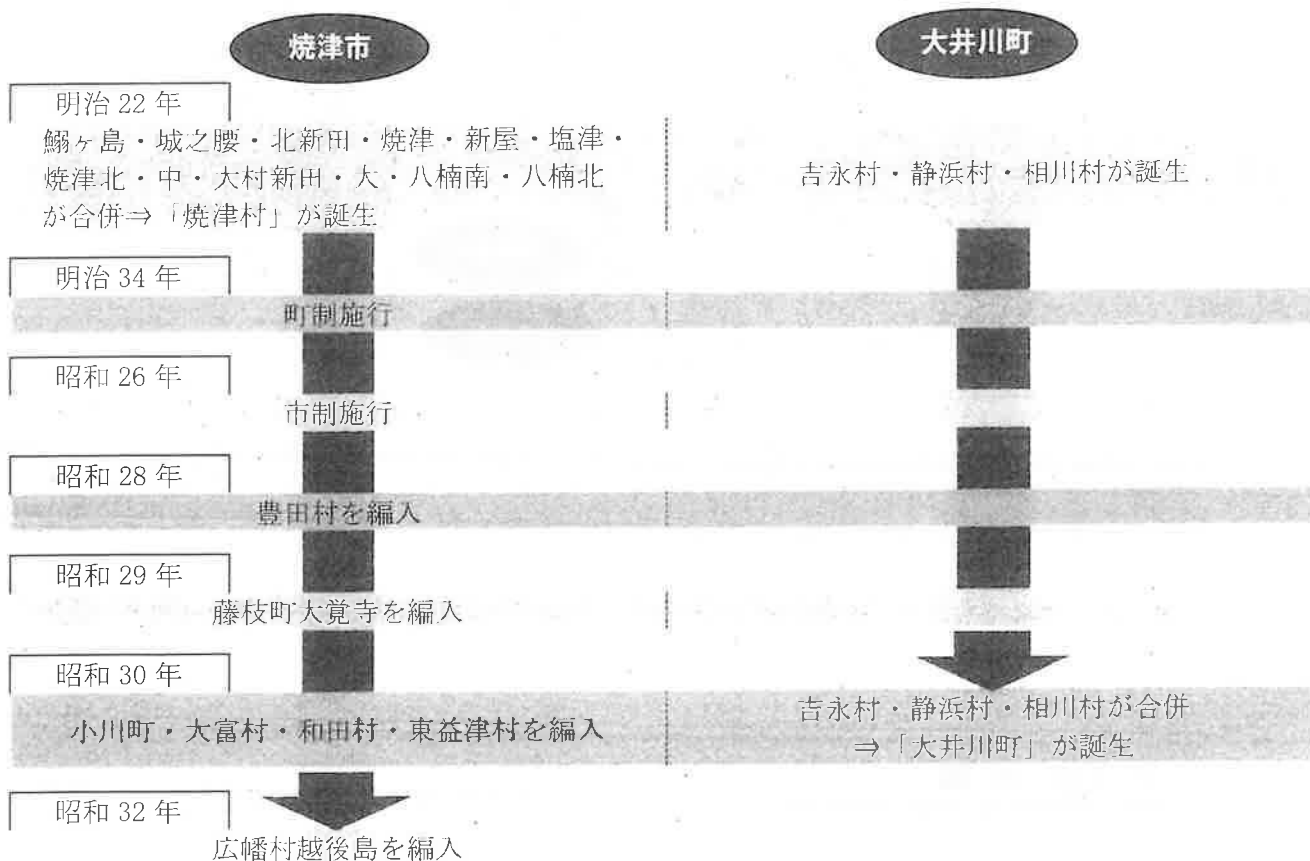
焼津は海とともに暮らしてきました。江戸時代には、港を利用した回船業が発達し、明治に入ると動力船が八丈島まで漁場を求めるようになりました。明治末期から焼津港築港の動きが始まり、昭和26年に陸地を掘り込んで造られた焼津港内港が完成すると、漁業はますます盛んになり、国内最大級の遠洋漁業の基地として、全国に知られるようになりました。

「大井川」の名は日本書記にみることができ、水を集めて流れる大きな川という意味とともに、偉大なる川、偉大なる流れという意味もあります。

大井川は江戸時代初期（1633年）の頃には現在の川筋に定まり、1684年～1687年には、今日の散居集落の原型が形成されました。その後は田沼街道沿いに人家の集積が進み、海岸沿いには漁村が形成され、農漁村の基礎が形づくられました。

焼津市、大井川町はそれぞれ明治22年に現在の市町の元となる村が誕生しました。

焼津市は昭和26年に市制が施行され、昭和30年に隣接する町村を編入して、ほぼ現在の市域となりました。大井川町においても昭和30年に3か村が合併し、現在の大井川町が誕生しています。

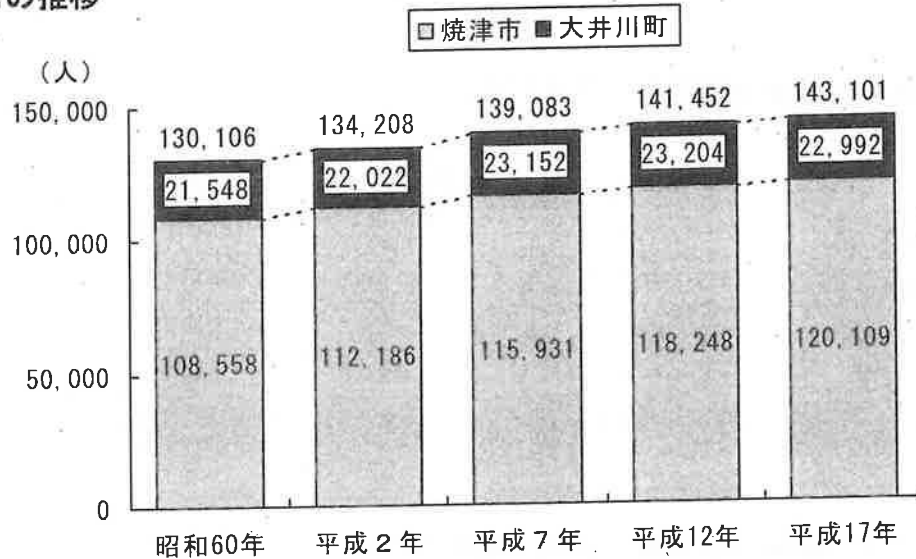


第5節 人口と世帯

平成17年の総人口は143,101人で、県内では6番目に多い人口になります。昭和60年と比較してみると、20年間で12,995人増加しており、増加率は10.0%となっています。

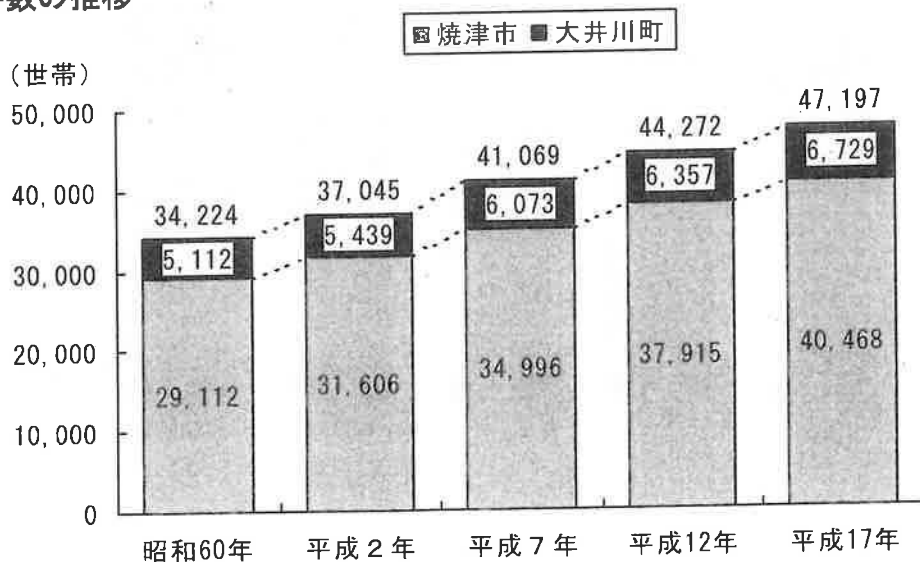
また、平成17年の総世帯数は47,197世帯で、昭和60年と比較してみると、12,973世帯増加しており、増加率は37.9%となっています。

◆人口の推移



資料：国勢調査

◆世帯数の推移



資料：国勢調査

第6節 産業の動向

1 就業者数

平成17年の産業大分類別就業者数は75,533人となっており、その内、第三次産業就業者数の割合は半数以上を占めています。

産業大分類別就業者数の動向をみると、平成7年をピークにやや減少傾向にあります。

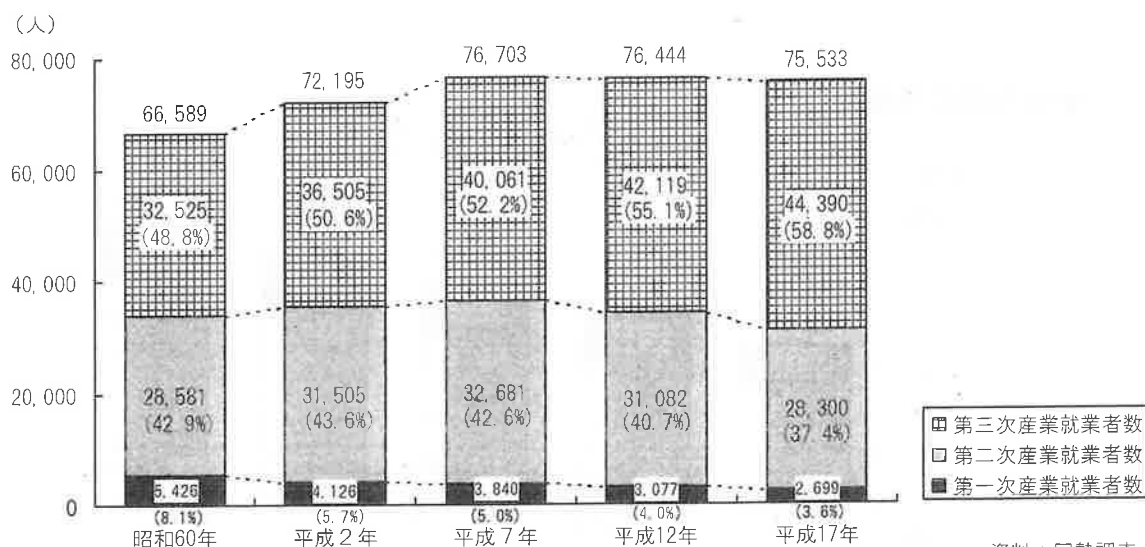
◆産業大分類別就業者数（平成17年）

（単位：人）

	焼津市	大井川町	新市	静岡県
第一次産業就業者数	1,915 (3.0%)	784 (6.2%)	2,699 (3.6%)	98,047 (4.9%)
第二次産業就業者数	23,152 (36.8%)	5,148 (41.1%)	28,300 (37.4%)	687,182 (34.5%)
第三次産業就業者数	37,813 (60.0%)	6,577 (52.5%)	44,390 (58.8%)	1,186,964 (59.7%)
分類不能の産業	123 (0.2%)	21 (0.2%)	144 (0.2%)	18,454 (0.9%)
合計	63,003 (100.0%)	12,530 (100.0%)	75,533 (100.0%)	1,990,647 (100.0%)

資料：国勢調査

◆産業大分類別就業者数の動向（新市）



2 農業

農業産出額は増加傾向にあり、平成17年では44億8千万円となっています。

主要作物は、平坦な地形を利用した米やトマトなどが中心となっています。高草山の斜面を利用した茶やみかんの栽培、ハウス栽培技術の向上によるばらやいちごなどの栽培も盛んに行われています。

◆農業産出額の推移

(単位：千万円)

	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
焼津市	231	218	231	224	243	257
大井川町	187	184	187	189	190	191
合計	418	402	418	413	433	448

資料：静岡県の生産農業所得統計

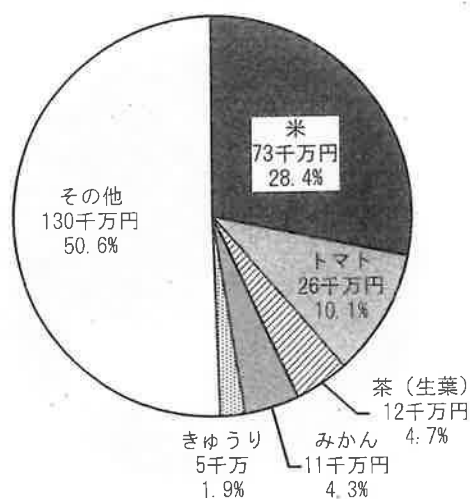
◆平成17年 農産物産出額と構成比

(単位：千万円)

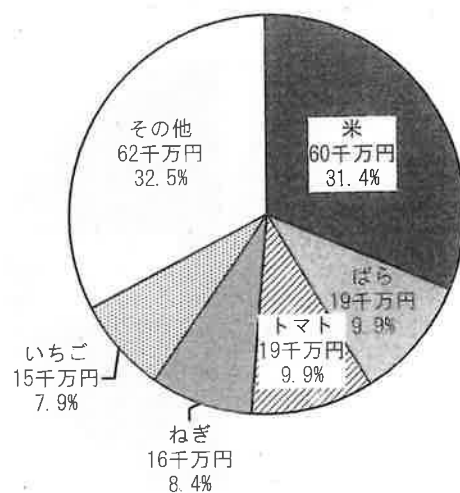
	米	トマト	茶(生葉)	みかん	きゅうり	その他	総額
焼津市	73	26	12	11	5	130	257
	28.4%	10.1%	4.7%	4.3%	1.9%	50.6%	100.0%
	米	ばら	トマト	ねぎ	いちご	その他	総額
大井川町	60	19	19	16	15	62	191
	31.4%	9.9%	9.9%	8.4%	7.9%	32.5%	100.0%

資料：静岡県の生産農業所得統計

【焼津市】



【大井川町】



3 漁業

平成17年の水揚量の総数は、230,833 tとなっています。

魚種別の金額をみると、焼津市ではまぐろとかつおで9割以上を占めており、大井川町では桜えびが約9割を占めています。

焼津漁港には、遠洋漁業の焼津港、沖合沿岸漁業の小川港の2つの港があり、国内最大級の水揚量を誇っています。

◆平成17年 魚種別水揚高

(単位：t、百万円)

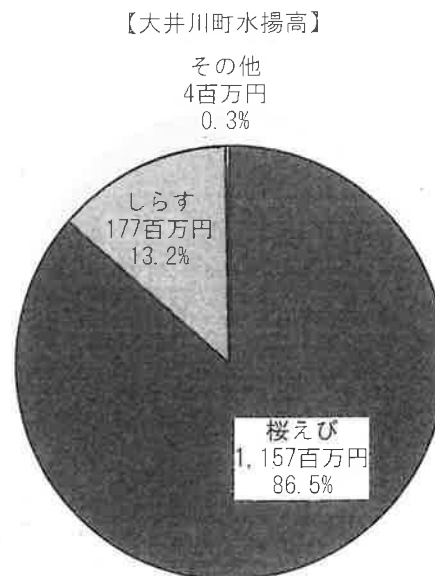
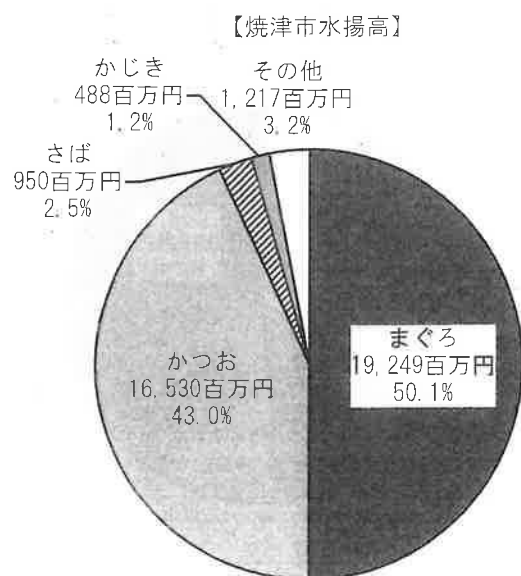
		まぐろ	かつお	かじき	さば	その他	総数
焼津市	水揚量	51,765	149,427	966	23,547	4,401	230,106
	金額	19,249	16,530	488	950	1,217	38,434
	(%)	50.1	43.0	1.2	2.5	3.2	100.0

資料：統計やいづ

(単位：t、百万円)

		桜えび	しらす	その他	総数
大井川町	水揚量	470	250	7	727
	金額	1,157	177	4	1,338
	(%)	86.5	13.2	0.3	100.0

資料：大井川町漁業協同組合



4 商業

事業所数・従業者数・販売額の推移をみると、事業所数・年間販売額は減少傾向にあり、平成16年には、1,853店・3,658億1千4百万円となっています。

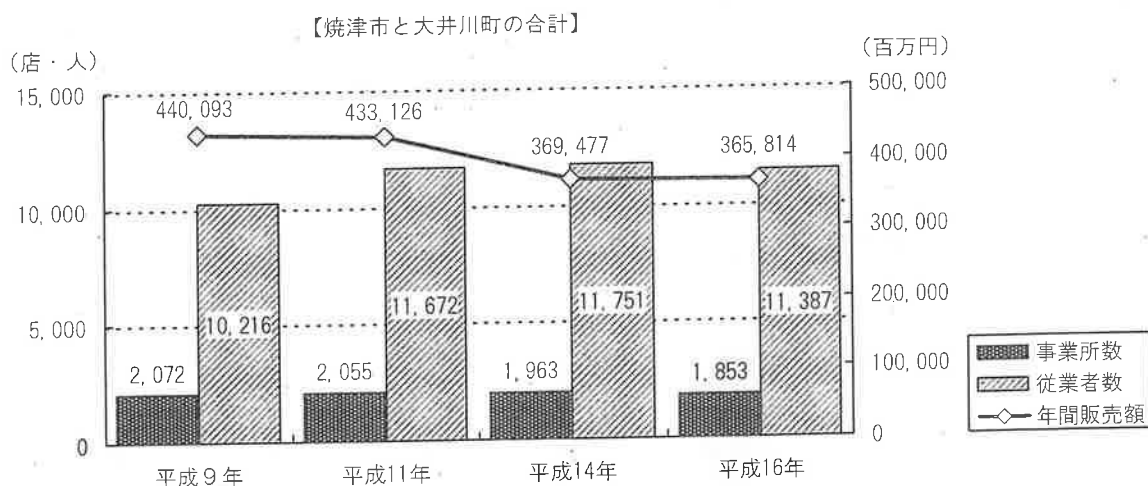
従業者数は、平成9年から平成11年にかけて増加し、その後は、ほぼ横ばいで推移しています。近年は郊外への大型店の出店が盛んになっています。

◆事業所数・従業者数・販売額の推移

(単位：店・人、百万円)

	焼津市			大井川町		
	事業所数	従業者数	年間販売額	事業所数	従業者数	年間販売額
平成9年	1,846	9,270	407,769	226	946	32,324
平成11年	1,801	9,949	373,133	254	1,723	59,993
平成14年	1,710	10,062	313,186	253	1,689	56,291
平成16年	1,614	9,811	315,437	239	1,576	50,377

資料：商業統計調査



5 工業

事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移をみると、事業所数・従業者数はほぼ横ばいで推移しています。製造品出荷額等は平成16年まで6千億円台でしたが、平成17年では5,678億8千1百万円に減少しています。

製造品出荷額等の高い業種は、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業などとなっています。

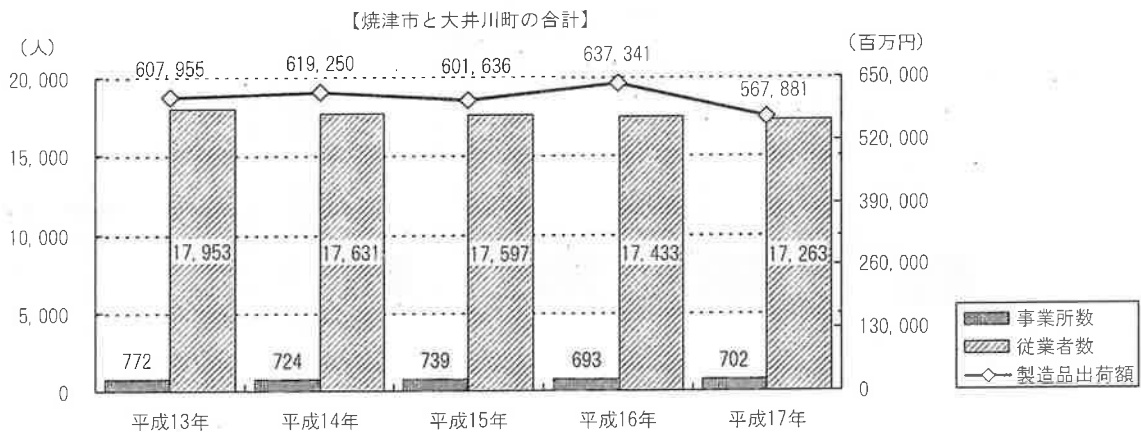
◆事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移

(単位：人、百万円)

	焼津市			大井川町		
	事業所数	従業者数	製造品出荷額等	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
平成13年	616	12,258	385,899	156	5,695	222,056
平成14年	576	11,932	411,391	148	5,699	207,859
平成15年	587	11,678	382,256	152	5,919	219,380
平成16年	547	11,438	401,441	146	5,995	235,900
平成17年	555	11,215	327,705	147	6,048	240,176

資料：工業統計調査

※従業者数4人以上の事業所が対象です。



6 観光

観光交流客数の推移をみると、平成15年度から平成17年度にかけて宿泊客数・観光レクリエーション客数ともに減少傾向にあります。

市内には、歴史、自然、祭りなどの豊富な観光資源があり、交通アクセスの良さも手伝って産業と観光の連携も進展しています。

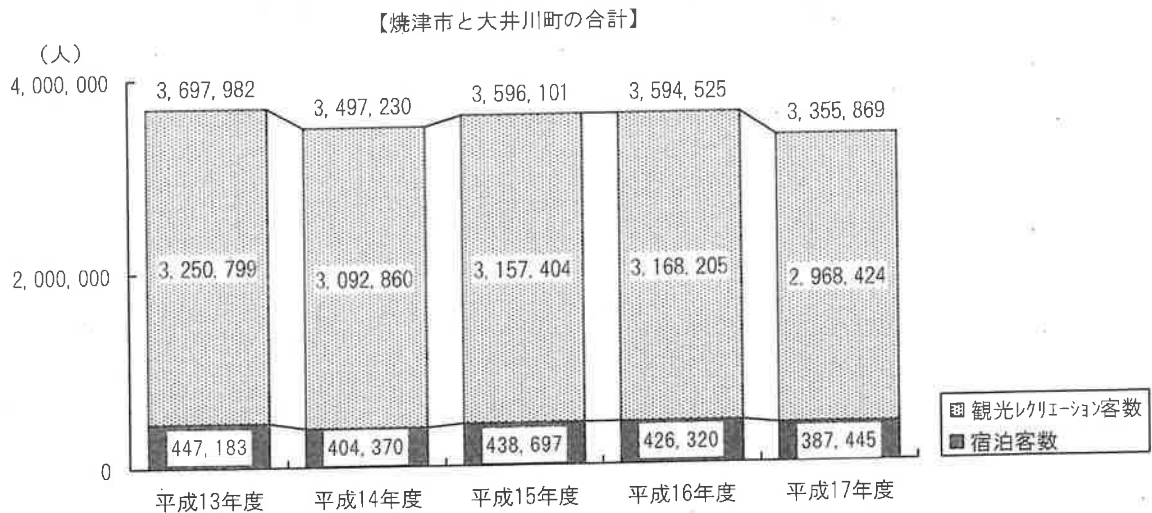
◆観光交流客数の推移

(単位：人)

	焼津市			大井川町		
	宿泊客数	観光レクリエーション客数	合計	宿泊客数	観光レクリエーション客数	合計
平成13年度	440,148	3,171,591	3,611,739	7,035	79,208	86,243
平成14年度	398,132	2,967,891	3,366,023	6,238	124,969	131,207
平成15年度	432,607	3,020,670	3,453,277	6,090	136,734	142,824
平成16年度	421,743	3,036,912	3,458,655	4,577	131,293	135,870
平成17年度	382,129	2,846,758	3,228,887	5,316	121,666	126,982

資料：静岡県観光交流の動向

※宿泊施設利用客数のうち、日帰り（休憩）客数は含んでいません。



7 その他

大井川河口部左岸を掘り込んで建設された大井川港は地方港湾としては全国有数の取扱貨物量を誇ります。

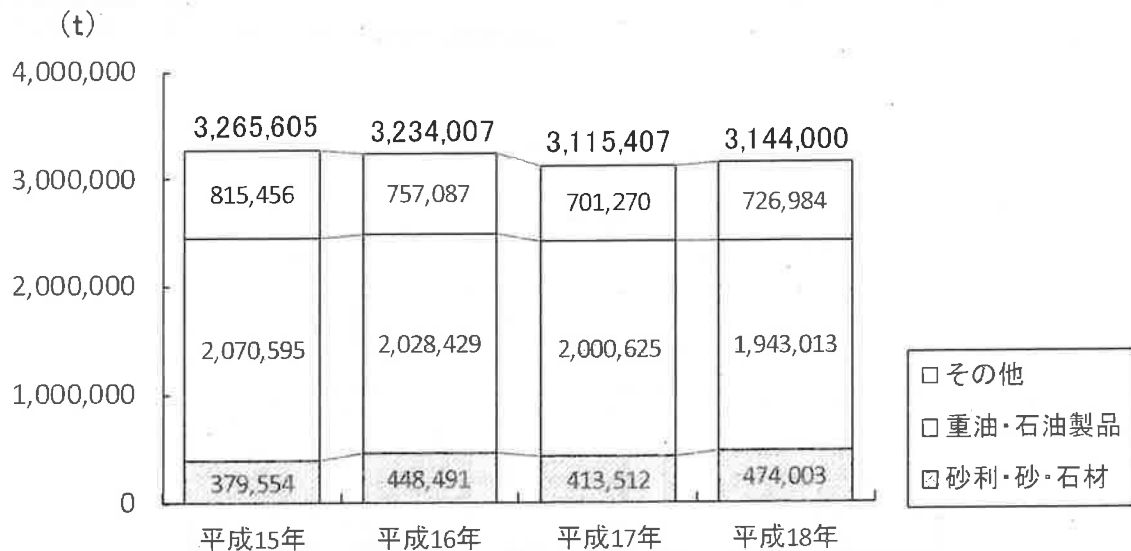
主な取扱貨物は重油・石油製品で、全体の約2/3を占めています。

◆大井川港取扱貨物量の推移

(単位：t)

	砂利・砂・石材	重油・石油製品	その他		総数
	貨物量	貨物量	水産品貨物量	その他貨物量	
平成 15 年	379,554	2,070,595	8,827	806,629	3,265,605
平成 16 年	448,491	2,028,429	4,612	752,475	3,234,007
平成 17 年	413,512	2,000,625	6,758	694,512	3,115,407
平成 18 年	474,003	1,943,013	5,047	721,937	3,144,000

資料：大井川港管理事務所



第3章 主要指標の見通し

第1節 人口の推移

1 総人口

平成17年の総人口は、合計143,101人でした。

今後は、平成22年の143,249人をピークに減少傾向となり、令和5年には131,559人になるものと予想されます。

しかし、新市の立地条件の良さに加え、地域資源を活用した企業誘致、自然景観を活かした快適な居住地域の形成などにより、定住人口の増加を図り、活気のあるまちづくりに取り組みます。

2 年齢3区分別人口

年齢階層別の将来人口の見通しをみると、年少人口、生産年齢人口はともに減少しています。

一方、老年人口は令和2年まで増加し続け、令和5年には減少に転じるものと予測され、年齢3区分すべてで減少が進行すると予想されます。

◆将来人口の推計

(単位：人)

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和5年 (2023年)
年少人口 (0～14歳)	20,738 (14.5%)	20,063 (14.0%)	18,420 (13.2%)	<u>16,579</u> (<u>12.1%</u>)	15,469 (11.8%)
生産年齢人口 (15～64歳)	93,488 (65.3%)	89,377 (62.4%)	81,840 (58.7%)	<u>79,236</u> (<u>57.9%</u>)	75,665 (57.5%)
老年人口 (65歳以上)	28,801 (20.1%)	33,672 (23.5%)	38,648 (27.7%)	<u>41,030</u> (<u>30.0%</u>)	40,425 (30.7%)
総人口	143,101 (100.0%)	143,249 (100.0%)	139,462 (100.0%)	<u>136,845</u> (<u>100.0%</u>)	131,559 (100.0%)

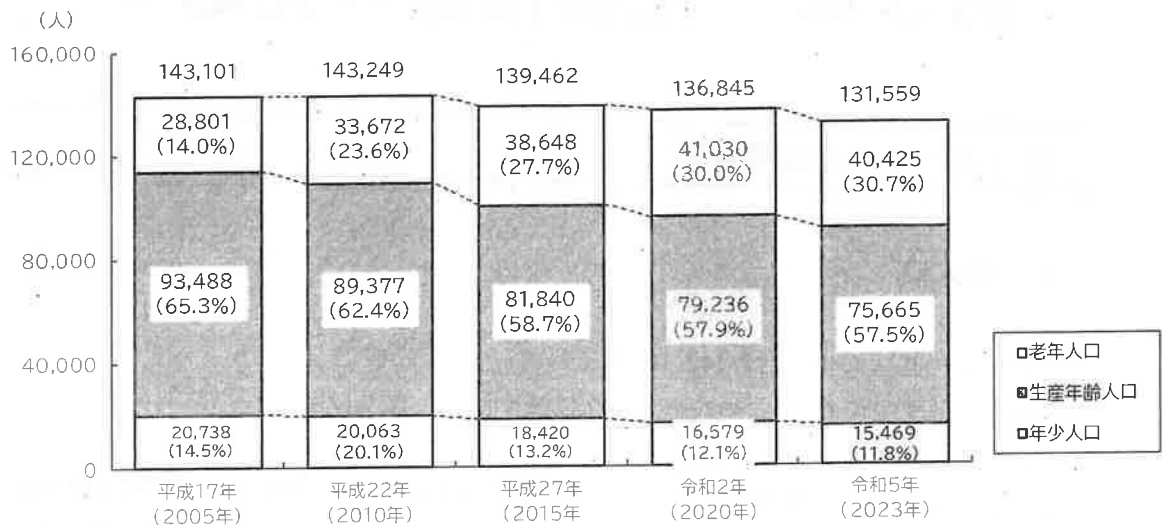
資料：平成17年、22年、27年、令和2年は国勢調査、令和5年はコーホート要因法(*)により推計しています。
※国勢調査の総人口には年齢不詳が含まれています。

(*) コーホート要因法

コーホート要因法は、ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに出生率や生残率、移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法です。

上記の将来人口の推計は、平成27年国勢調査の総人口を基準としています。

◆将来人口の推計



※国勢調査の総人口には「年齢不詳」が含まれています。

第2節 世帯数の推移

平成17年の総世帯数は、合計47,197世帯、1世帯当たり人員は3.03人でした。

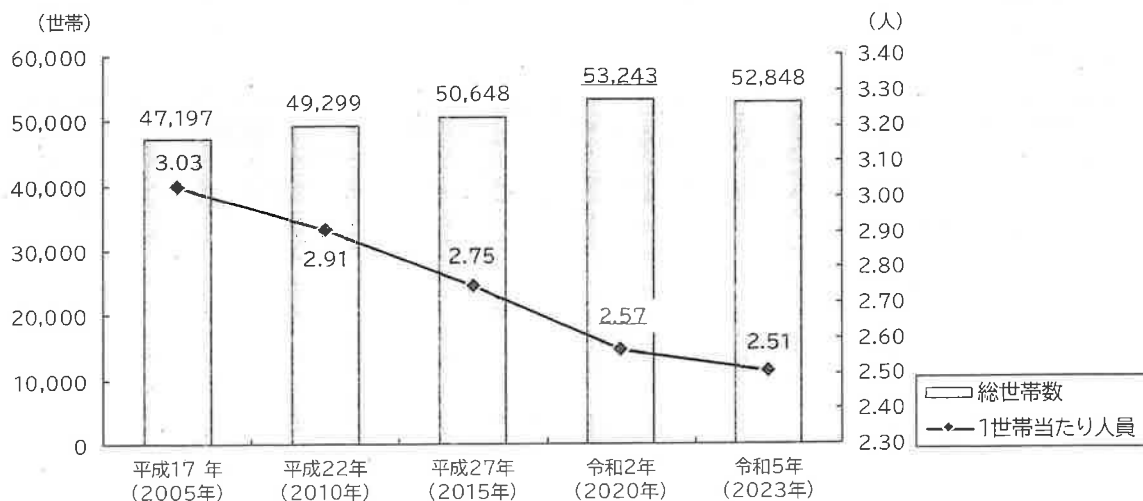
今後は、核家族化の進行等によって増加傾向が見込まれ、**令和5年**の総世帯数は52,848世帯になるものと予想されます。一方、1世帯当たり人員は2.51人に減少すると予想されます。

◆総世帯数及び1世帯当たり人員

(単位：世帯、人)

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和5年 (2023年)
総世帯数	47,197	49,299	50,648	53,243	52,848
1世帯当たり人員	3.03	2.91	2.75	2.57	2.51

資料：平成17年、22年、27年、令和2年は国勢調査、令和5年はトレンド推計における指数曲線により推計しています。



第4章 新市のまちづくり基本方針

第1節 基本理念

新市のまちづくりは、次の基本理念のもとに推進することとします。

● 地域資源や特性を『いかす』まちづくり

新市は自然や歴史、文化に恵まれ、焼津漁港や大井川港など、かけがえのない地域資源があり、東西の大都市に近く、交通アクセスも良いという地理的特性も併せもっています。これらの恵まれた環境や地域資源、地理的特性を、市民の活力とともに『いかす』まちづくりを基本とします。

● みんなに、地球に『やさしい』まちづくり

少子・高齢化の進行などに伴う人にやさしいまちづくり、地球規模で問題となっている環境にやさしいまちづくりは、いまや時代の要請するところです。誰にとっても、また、地球にとっても『やさしい』まちづくりを基本とします。

● 市民の力を『はぐくむ』まちづくり

新しい時代を担い、健康で個性豊かな感性あふれる人づくりは、まちづくりの基本であり、新市の将来を左右する重要な取り組みです。市民が自ら行おうとする力を『はぐくむ』まちづくりを基本とします。

第2節 新市の将来像

『人が輝き 活気にあふれ 海・山・川の恵みと歩むまち 焼津』

まちづくりの主役は市民です。

市民が輝いているまちは素敵に見えます。

市民の誰もが、心と体の健康を保ち、生きがいと充実感を持って暮らしている姿、また、市民が互いに思いやり、ふれあい、助けあいながら希望を持っていきいきと暮らしている姿が「人が輝く」状態だと考えます。

こうした人が輝く状態が市民の活力となって、活気あるまちをつくります。今後は更に地方分権が進み、まちづくりの様々な分野で市民の主体的で責任ある参画が必要とされることから、市民や事業者と行政が協働するまちづくりを進めます。

新市は海、山、川といった自然に恵まれ、中でも豊富な魚介類や駿河湾深層水などの海からの恵みと、大井川の伏流水などは貴重な地域資源です。また、国内最大級の焼津漁港と、地方港湾としては全国有数の大井川港は地域の歴史や文化そして産業振興の起源であり、港は海外に開かれた交流拠点でもありました。これらの地域資源は新市のまちづくりにおいても重要な意味を持ちます。

したがって、これからも海をまちづくりに活かすとともに、海に親しみ、山や川と連携した海を大切にする取り組みを進めていきます。

そして、『人が輝き 活気にあふれ 海・山・川の恵みと歩むまち 焼津』の実現を目指します。

第3節 まちづくりの目標

● 世代を超え ふれあいのある豊かな心を育むまち

生涯にわたる文化、学習、スポーツなどの活動をとおして、一人ひとりが健やかな体と豊かな人間性を育み、地域の歴史や文化を大切にしながら、世代を超えたふれあいのなかで子どもたちが伸びやかに成長できるまちを目指します。

なお、人づくりがまちづくりの基本であることを再認識し、地域に貢献できる人づくりを進めます。

● 互いに支えあい誰もがいきいき暮らせるまち

市民一人ひとりが健やかに暮らすための健康づくりと互いに助けあい支えあう地域ぐるみの福祉を推進して、誰もが生きがいをもって暮らせるまちを目指します。

子育てしやすいまち、お年寄りにやさしいまち、医療サービスの充実したまちを目指します。

● 安心できる暮らしと自然が調和するまち

高草山、大井川、駿河湾など、多彩な自然環境を保全し、人と自然が共生する地域づくりを進めます。

また、市民に密接な生活基盤と消防・救急・防犯体制や防災への備えを充実させ、誰もが安心して生活することができるまちを目指します。

● 魅力あふれ 人・モノが行き交うにぎわいのあるまち

新市の魅力ある地域資源や特性を活かして、地域産業の振興とともに、企業誘致などによる新規雇用の創出を図ることにより、人と共に様々な情報や製品などのモノが行き交う活力あふれるまちを目指します。

● 安全でうるおいあふれる人にやさしいまち

交通ネットワークにおける安全で快適な移動環境と、自然環境と景観に配慮し、災害にも強い魅力ある住環境が融合したうるおいとやすらぎのある都市空間を創出することにより、誰もが利用しやすく活動しやすいまちを目指します。

● 市民や事業者と行政が協働するまち

市民一人ひとりが責任と自覚を持って、性差や年齢、障害の有無などに関わらず、誰もが能力を十分に発揮してまちづくりに参加するために、男女共同参画やユニバーサルデザインなどに基づくまちづくりを進め、市民や事業者と行政が協働するまちを目指します。

第4節 土地利用のあり方

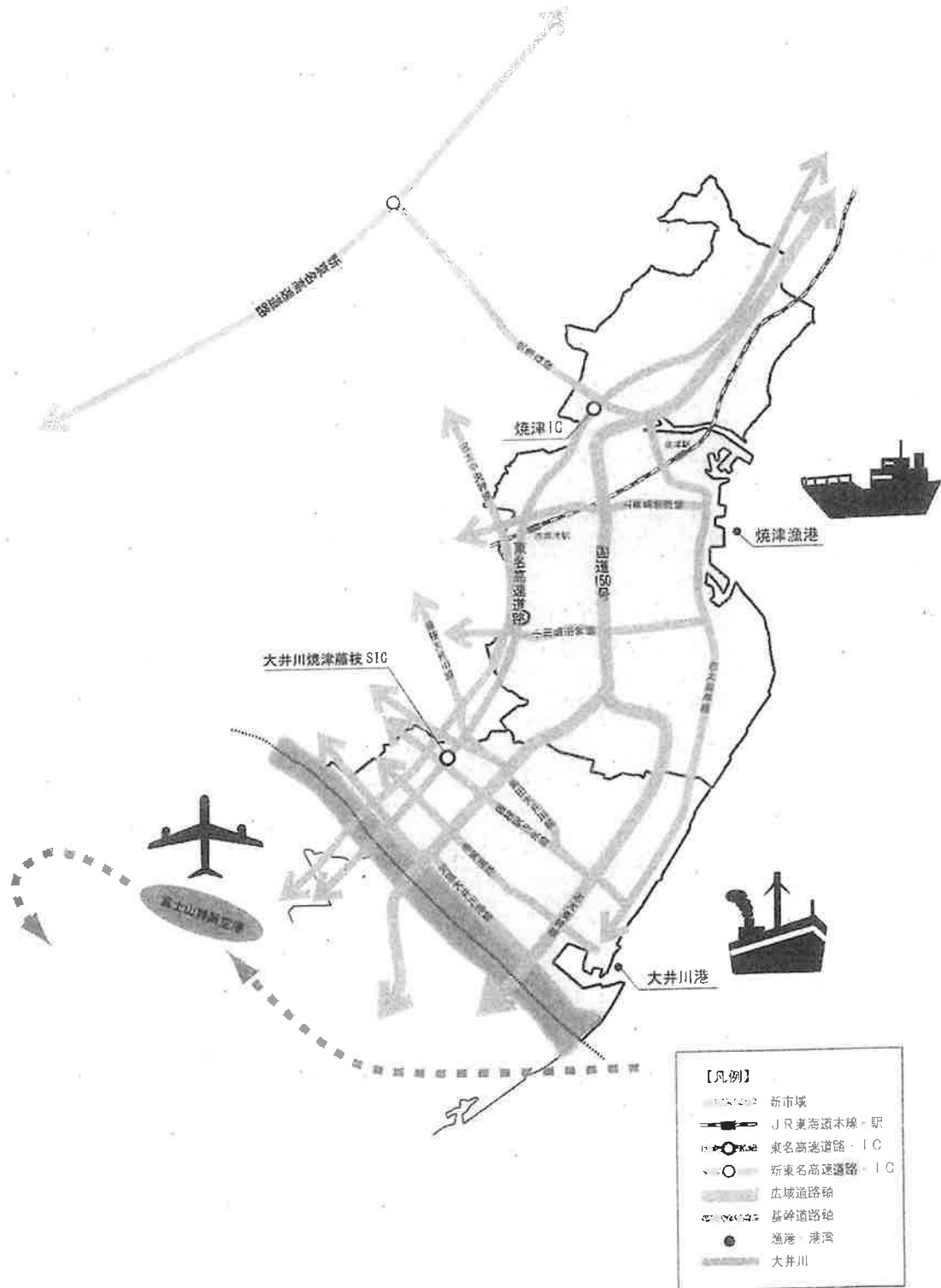
1 新市における土地利用の基本的考え方

新市における土地利用については、「まちづくりの目標」の実現及びそのために必要不可欠な「財政的自立」を図るため、次の基本的な考え方に基づき計画的に進めます。

- 自然環境を保全し、やすらぎの空間を創出するための土地利用
豊かな自然が残る高草山、大崩海岸を含めた駿河湾に臨む15.5kmの海岸線一帯、大井川河口などの自然環境を保全し、人と自然のふれあいの場などとして、市民にやすらぎのある空間を提供するための土地利用を図ります。
- 災害を未然に防止する土地利用
風水害や地震などの自然災害に対する安全性を高め、災害を未然に防止する土地利用を図ります。
- 市の活力を生み出す土地利用
農業・水産業・工業・商業・観光等の産業基盤の整備を進めるとともに、各産業間の調和や連携を強化し、市の活力を生み出す土地利用を図ります。
- 市民生活の利便性を高め、安心して暮らせる空間を創出するための土地利用
土地区画整理事業による計画的な都市基盤の整備により、利便性が高く良質な住宅地の形成を推進します。また、都市機能の集積などにより、市民が安心して暮らせる空間を創出するための土地利用を図ります。
- 地域の特性を活かした土地利用
新市の各地域の自然環境や景観、歴史、文化などの特性を再認識し、これらを活かした特色ある土地利用を図ります。
- 広域圏に配慮した土地利用
焼津漁港や大井川港などの全国に誇れる産業基盤施設や平成21年6月に開港した富士山静岡空港、平成28年3月に開通した東名高速道路大井川焼津藤枝スマートインターチェンジなどが、新市の発展に活かされるよう、広域的な視点で計画的な土地利用を図ります。
- 市民と共に創る土地利用
市民のまちづくりへの参画を促進し、市民の意見や考えをまちづくりに積極的に取り入れ、市民・事業者・行政が連携した土地利用を図ります。
- 財政的自立、経済的に安定した市民生活を図るための土地利用
持続的に良質な住民サービスを提供するための自主財源の確保や経済的に安定した市民生活のための雇用の場の確保・拡大を図るため、道路や排水路等の基盤整備を積極的に推進しながら、周辺環境との調和に配慮しつつ、画一的な考え方に捉われない企業立地を進める土地利用を図ります。

2 広域・基幹交通軸

新市における一体感の醸成や均衡ある発展、産業の振興、市民福祉の増進にとって交通網などの基盤整備は欠かすことのできない重要課題であることから、市域における広域・基幹交通軸を以下に示します。



第5章 新市の主要施策

第1節 重点プロジェクト

新市の継続的な発展や市民福祉のより一層の向上及び新市の速やかな一体化や地域間の均衡ある発展を図る上で、特に重点的、優先的に取り組む必要性の高い施策を4つの重点プロジェクトとして位置づけ、これらを着実に実施・促進します。

★活力あるまちづくりプロジェクト

市民の雇用の場の確保・拡大とともに、まちの活力を高め、財政的な自立を図るためには産業の振興が欠かせません。

新市は、市域がほぼ平坦地という地勢の良さに加え、東京・名古屋の大都市圏へのアクセスが便利で、焼津漁港・大井川港などの産業基盤施設も整っています。さらに駿河湾深層水、大井川伏流水などの地域資源にも恵まれています。

こうした地理的優位性や地域資源を最大限に活かし、より一層の産業振興を図るため、条件整備として必要な道路整備や河川改修を着実に推進・促進しながら、新たな用地を造成するとともに、立地促進制度の創設などにより、企業誘致を積極的に進めます。

活力のあるまちづくりには、人々の活発な活動も欠かせない要素です。

企業誘致による働く場の確保や、土地区画整理事業などの手法による住みやすい環境づくりなどを通じて、定住人口の増加を図ります。また、水産物、農産物、観光資源など、新市が有する様々な地域資源を有効に活用し、交流人口の増加を目指します。

事業

- ・水産業振興総合推進事業
- ・大井川地区工業団地総合推進事業
- ・土地区画整理事業
- ・地域資源活用事業

★子育てしやすいまちづくりプロジェクト

少子化の進行は人口減少を招き、新市のまちづくりにおいても様々な影響をもたらす深刻な問題となっており、少子化対策は喫緊の課題です。

この対策として、待機児童の解消に向けた保育所の定員増への対応のための施設整備や、一時保育、延長保育などの保育サービスの充実を図るとともに、出産への不安を解消する取り組みや、不妊治療への支援なども積極的に行います。

また、地域が一体となって子どもを育てていくための子育て支援の充実や、子どもの心安らかな発達と育児不安の解消の取り組みを進め、子育てしやすいまちを目指します。

事業

- ・子ども医療費助成事業
- ・保育所施設整備事業
- ・子育て支援施設整備事業
- ・保育サービス充実事業
- ・子育て家庭支援事業
- ・母子保健事業

★災害に強いまちづくりプロジェクト

近年、各地で地震や台風、集中豪雨などによる被害が相次いでいることから、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、災害に強いまちづくりが求められています。静岡県全域は、東海地震の地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、静岡県沿岸部は南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域にも指定されており、南海トラフ巨大地震等における静岡県第4次地震被害想定を踏まえ、地震・津波による被害を最小限にとどめる取り組みを進めてきていますが、さらに、住宅の耐震対策を促進するとともに、教育施設を始めとする公共施設などの耐震化を積極的に進めます。

また、長い海岸線と焼津漁港・大井川港を抱える新市では、海岸侵食や津波への対策も重要な課題であり、離岸堤や耐震岸壁の整備、津波対策の促進を積極的に行います。

なお、新市の河川は治水上の課題を抱えているため、関係機関と連携して総合的な治水対策を推進します。

事業

- ・教育施設等耐震整備事業
- ・大井川港耐震岸壁等整備事業
- ・治水対策事業
- ・住宅耐震化促進事業
- ・海岸侵食・津波対策促進事業

★新市の一体化・均衡ある発展プロジェクト

早期の合併効果を生み出し、市民が合併して良かったと感じるためにも、多くの結びつきや共通点を活かした新市の速やかな一体化と、地域資源や地域の特性を活かした地域間の均衡ある発展を図ることが重要です。

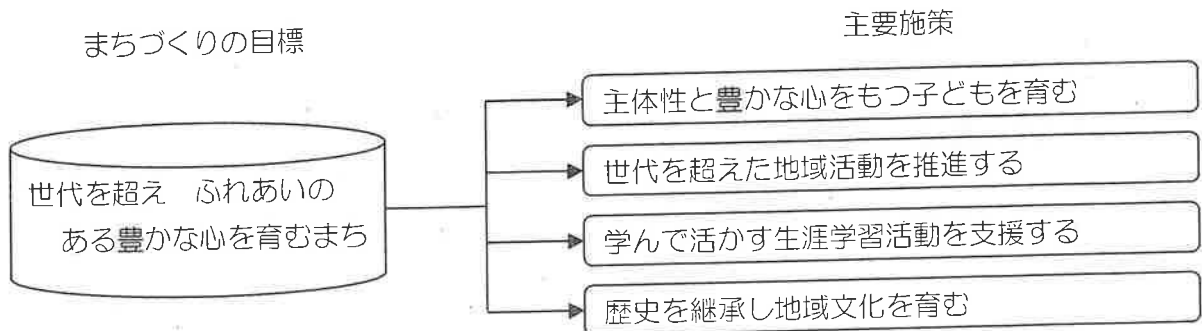
そのため、優れた景観や自然を有する 15.5km の海岸線を一体的に活用した市民交流事業や、スポーツ大会・文化活動を通じて新市の一体感の醸成を図ります。また、平成 21 年 6 月に開港した富士山静岡空港や東名高速道路大井川焼津藤枝スマートインターチェンジを活用しながら、交流ネットワークとなる広域・基幹道路網の整備、地域の課題に応じた市街地整備など、新市の一体化や地域間の均衡ある発展につながる事業を積極的に進めます。

事業

- ・新市の一体感醸成推進事業
- ・既成市街地住環境整備事業
- ・広域・基幹交通ネットワーク整備促進事業
- ・東名高速道路大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ設置促進事業

第2節 まちづくりの目標に基づく主要施策

I 世代を超え ふれあいのある豊かな心を育むまち



1 主体性と豊かな心をもつ子どもを育む

豊かな感性を育む幼児教育と、よりよい学習環境の中で一人ひとりの個性を伸ばす学校教育を推進し、家庭、学校、地域の連携により、主体性と豊かな心をもつ子どもを育みます。



- (1) 豊かな感性を育む幼児教育の推進事業
 - ・家庭の教育力の向上
 - ・幼児教育の充実
- (2) 個性を伸ばす学校教育の推進事業
 - ・教育内容の充実
 - ・指導の充実
 - ・教育環境の充実
- (3) 次代を担う青少年の健全育成事業
 - ・青少年の社会参加活動の推進
 - ・健全育成体制の充実

2 世代を超えた地域活動を推進する

地域においては、青少年を温かく見守り、健全に育成する環境の充実と、青少年が活躍できる場の整備を進めます。

また、自分たちの地域は自分たちで守り育てることができるよう、活力あるコミュニティ活動をととして、世代を超えたふれあいのある地域活動を推進します。



- 活力あるコミュニティ活動の振興事業
 - ・地域のふれあいを活発にする
 - ・地域づくりの推進

3 学んで活かす生涯学習活動を支援する

生涯にわたり、学習、スポーツ活動に取り組むことができるよう、指導者の育成、活動機会や場所などの充実を図り、心身ともに健全な、いきいきとした市民生活を支援します。

主要事業

- (1) 誰もが学べる生涯学習環境の整備事業
 - ・ 学習の拠点となる施設の整備
 - ・ 学習機会の積極的な提供
- (2) 心身の健康を保つ活動の推進事業
 - ・ スポーツ・レクリエーション活動の促進
 - ・ スポーツ・レクリエーション施設の充実

4 歴史を継承し地域文化を育む

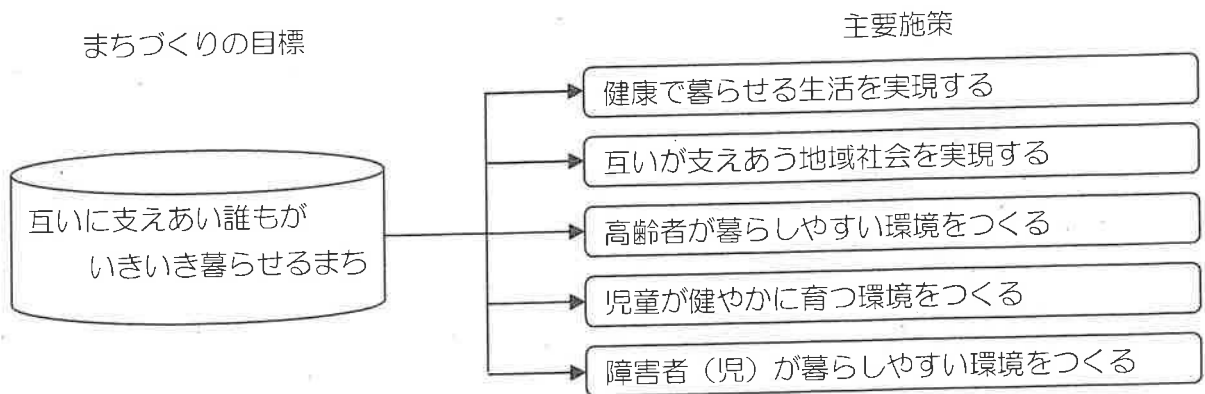
先人が築き、伝え残してきた行事や歴史民俗資料などの貴重な文化遺産の保存、継承に努め、これらの積極的な活用を図ります。

また、市民の主体的な文化活動を促進するとともに、文化に触れ、参加し、発表する機会の充実や、新たな地域文化の創造に努めます。

主要事業

- (1) 芸術文化の振興事業
 - ・ 芸術文化活動の振興
 - ・ 文化施設の拡充
- (2) 文化遺産の保護と活用
 - ・ 文化遺産の保護
 - ・ 文化遺産の活用

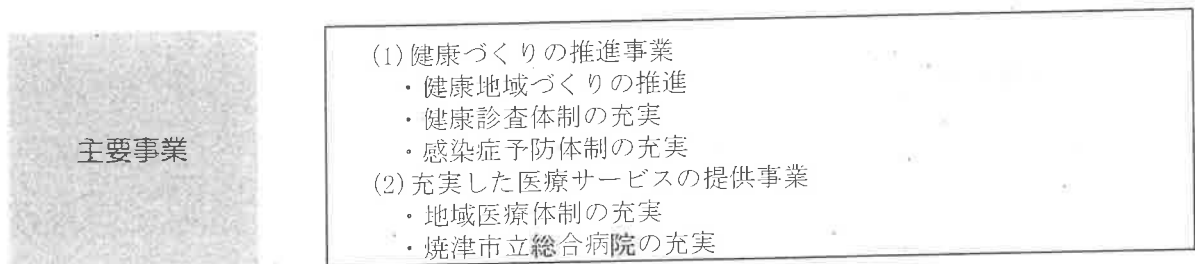
Ⅱ 互いに支えあい誰もがいきいき暮らせるまち



1 健康で暮らせる生活を実現する

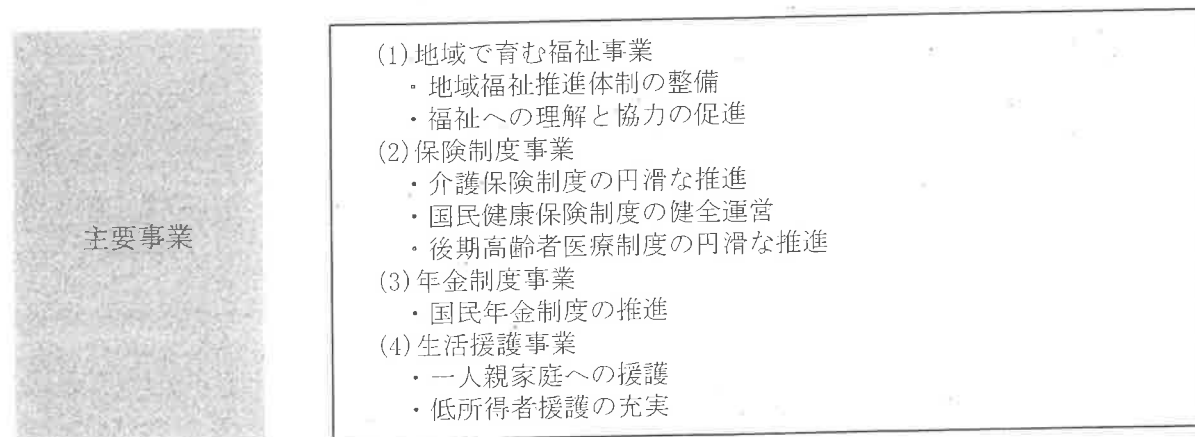
健康に対する正しい知識の普及に努めるとともに、生活習慣病予防の啓発及び個々のライフスタイルに応じた指導助言に努め、市民の主体的な健康づくりとそれを可能にする健康地域づくりの実現に取り組みます。

また、地域の基幹病院である市立総合病院の充実と地域医療機関との連携強化により、医療サービスの向上を図ります。



2 互いが支えあう地域社会を実現する

保険・年金制度の適正な運営と援護対策の充実を図るとともに、より身近な地域福祉活動の基盤整備に努め、互いに助けあい、ふれあい、支えあう地域社会の実現を目指します。



3 高齢者が暮らしやすい環境をつくる

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会活動などへの参加による生きがいづくりや外出しやすい環境整備に努めます。また、保健福祉サービスを充実して、自立した生活を支援します。

主要事業

- (1) 社会参加と自立の促進事業
 - ・ 高齢者福祉体制の充実
 - ・ 生きがい対策の推進
 - ・ 高齢者保健の充実
- (2) 地域支援事業
 - ・ 生活支援の推進

4 児童が健やかに育つ環境をつくる

生活形態の変化に伴う多様な保育ニーズへの対応を図り、子育て期の家族に対する支援や地域社会において、子どもの成長を支援する取り組みを充実し、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めます。

主要事業

- (1) 児童の健やかな成長支援事業
 - ・ 児童の健全育成
- (2) 子育て支援事業
 - ・ 子育て環境の整備
 - ・ 保育内容の充実
 - ・ 母子保健の充実

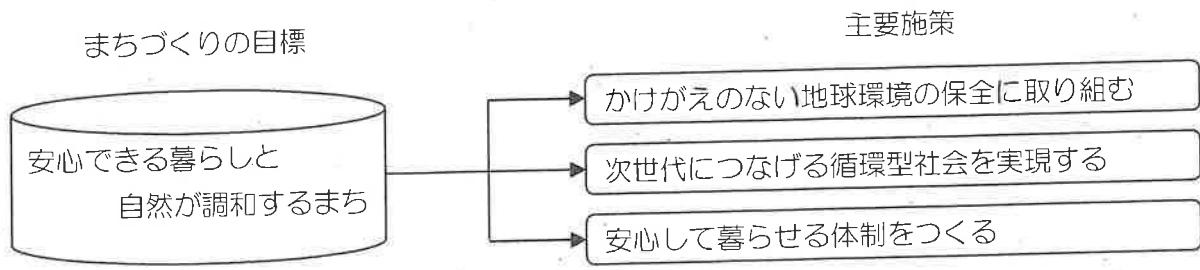
5 障害者（児）が暮らしやすい環境をつくる

障害についての地域社会の理解を深めて、障害者が暮らしやすいまちづくりを進めます。また、生きがいをもち、自立した生活を送ることができるよう、社会参加を促進するとともに、保健福祉サービスを充実します。

主要事業

- (1) 社会参加と自立の促進事業
 - ・ 障害者（児）福祉体制の整備
 - ・ 障害者（児）福祉サービスの充実
- (2) 地域生活支援事業
 - ・ 生活支援の充実
 - ・ 住みよい生活環境の整備

Ⅲ 安心できる暮らしと自然が調和するまち



1 かけがえのない地球環境の保全に取り組む

自然環境の保全や地球環境問題への関心を高めるため、環境教育や環境学習を充実するとともに、二酸化炭素などの排出量を低減して地球温暖化の防止に努め、市民、事業者、行政の連携・協働により、きれいな水、きれいな空気、かけがえのない地球環境の保全に取り組みます。

主要事業

- (1) 地球規模での環境保全事業
 - ・ 環境教育の推進
 - ・ 環境にやさしい事業の推進
 - ・ 省エネルギー対策・新エネルギー導入の推進
 - ・ 自然環境の保全
- (2) 環境汚染防止事業
 - ・ 環境監視・指導体制の充実
 - ・ 環境汚染防止の徹底

2 次世代につなげる循環型社会を実現する

身近な環境問題に対する市民の理解と協力を得て、ごみの減量や再資源化、排水の浄化に努め、良好な生活環境を次の世代につなげていけるよう、資源循環型社会の構築に努めます。

主要事業

- (1) ごみの減量化と資源化の推進事業
 - ・ ごみの減量化の推進
 - ・ 資源循環型社会の構築
 - ・ ごみ処理体制の充実
- (2) 水資源の保全事業
 - ・ 公共下水道事業の推進
 - ・ 生活排水対策の推進
 - ・ 雨水の地下への還元
- (3) 環境衛生の推進事業
 - ・ 環境美化の推進
 - ・ 環境衛生対策の推進

※次世代につなげる循環型社会を実現するため、現在使用している複数のごみ処理施設の機能を集約するとともに環境負荷の低減、熱エネルギーの有効活用による地球温暖化防止への貢献など環境に配慮した新施設の整備と老朽化及び事故防止対策としての現有施設（一色清掃工場、高柳清掃工場及びリサイクルセンターをいう。第7章において同じ。）の解体・撤去を一体的に進めていきます。

なお、現有施設の解体・撤去は、新施設の供用開始後となることから、ごみの減量化と資源化の推進事業については、令和11年度の完了を予定しています。

3 安心して暮らせる体制をつくる

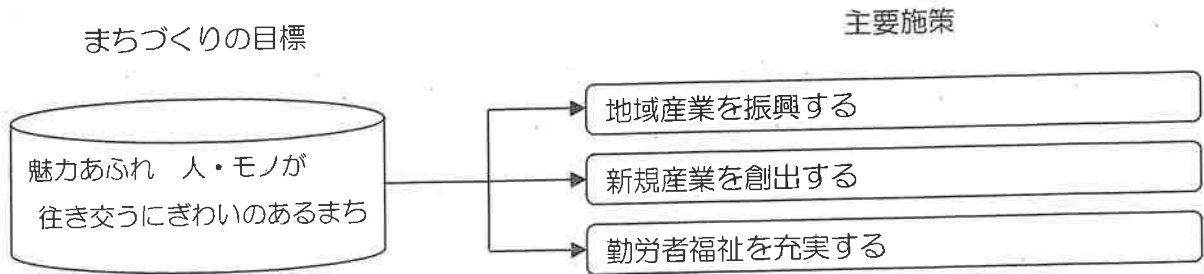
暮らしに欠かせない安全な水道水の安定供給とともに、防犯意識の高揚や消費者への正しい知識の普及に努めます。また、災害に迅速かつ適切に対応できるよう、市民と連携して防災対策を充実することにより、誰もが安心して暮らせる体制づくりを進めます。



主要事業

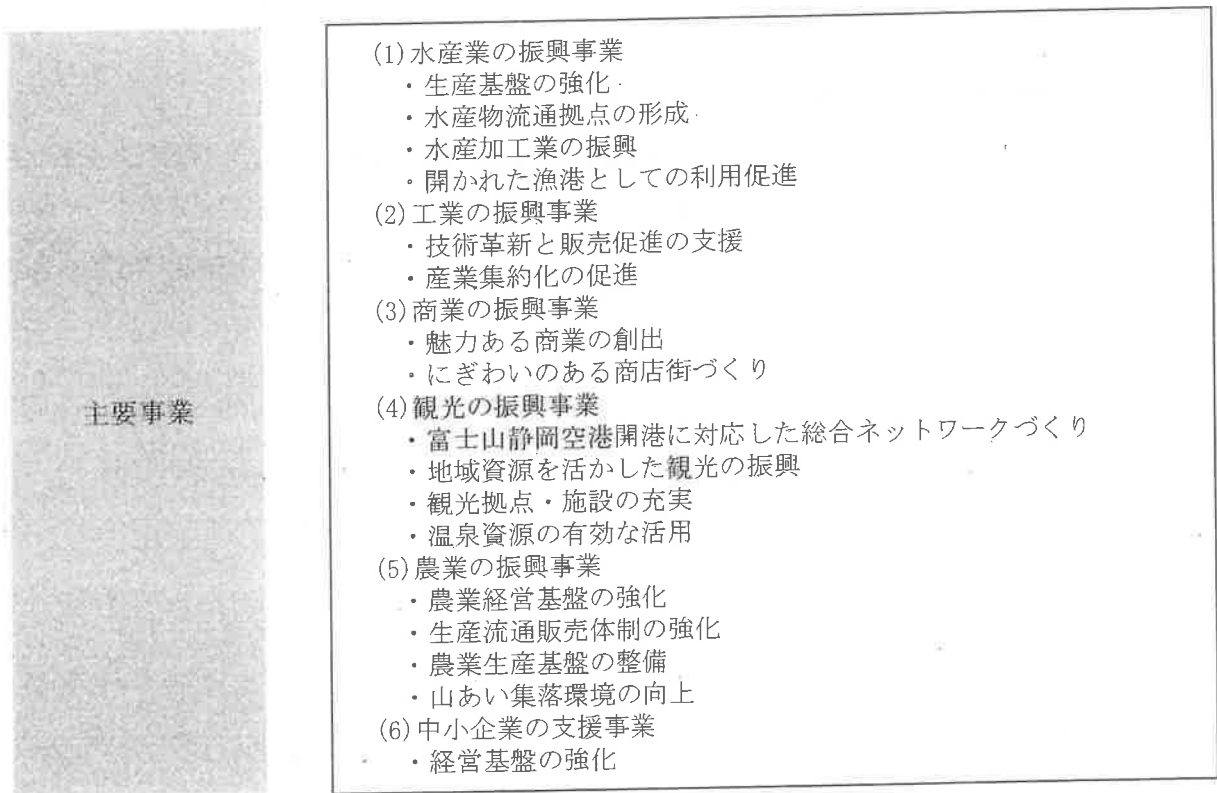
- (1)安全な水道水の安定供給事業
 - ・水道水の安定供給体制の充実
 - ・水道施設の整備
- (2)災害に備えた体制の整備事業
 - ・防災体制の強化
 - ・防災意識の高揚
 - ・防災設備・施設の充実
 - ・危機管理体制の構築
- (3)消防・救急体制の整備事業
 - ・消防設備・施設の充実
 - ・火災予防の徹底
 - ・消防体制の強化
 - ・救急体制の強化
- (4)消費者への正しい知識の普及事業
 - ・消費者意識の啓発
 - ・消費者保護活動の推進
- (5)犯罪の未然防止事業
 - ・防犯体制の強化
 - ・防犯施設の整備

IV 魅力あふれ 人・モノが行き交うにぎわいのあるまち



1 地域産業を振興する

基幹産業である水産業をはじめ、工業、商業、観光、農業の各産業分野において、後継者育成、技術革新、産学官の連携、商品のブランド化など、安定した経営の実現と創意工夫に満ちた意欲的な取り組みを支援し、魅力あふれる地域産業の振興を図ります。



2 新規産業を創出する

新市の立地条件、駿河湾深層水や大井川伏流水などの地域資源を活かした企業の誘致を積極的に行います。また、新規産業の創出に向けて、起業に対する支援体制を整えるとともに、研究開発機能の強化を促進します。



- (1) 新規産業の誘致
 - ・ 企業誘致のための用地確保
 - ・ 社会基盤整備
 - ・ 企業立地補助
 - ・ 東名高速道路大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ設置促進
- (2) 新規産業の育成事業
 - ・ 地域資源の有効な活用
 - ・ 起業支援体制の充実
 - ・ 研究開発機能の強化促進

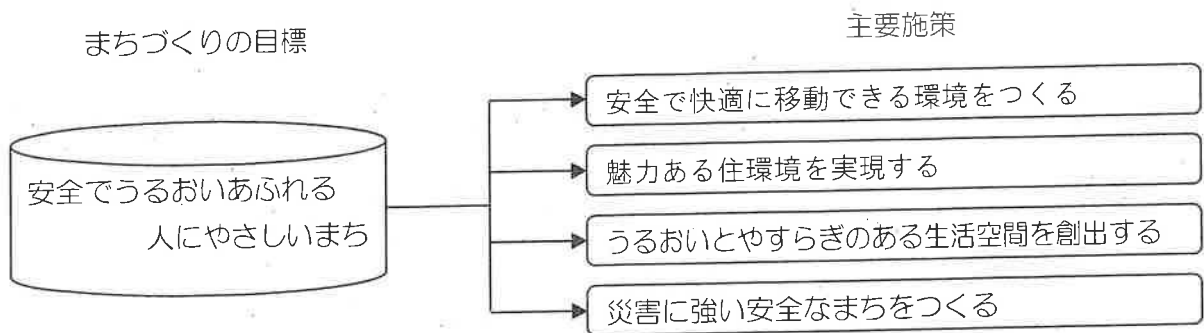
3 勤労者福祉を充実する

あらゆる世代の雇用確保のため、関係機関と連携して就業機会の拡大と勤労者を取り巻く労働環境の改善に努めるとともに、勤労者のための施設や融資制度などの充実により、勤労者福祉の向上を図ります。



- (1) 就業対策の推進事業
 - ・ 就業の促進
 - ・ 労働環境の向上
- (2) 勤労者福祉の増進事業
 - ・ 福利厚生の実施

V 安全でうるおいあふれる人にやさしいまち



1 安全で快適に移動できる環境をつくる

平成21年3月に開港する富士山静岡空港、新東名高速道路などの広域交通体系の変化に対応した幹線道路の整備促進と、住民の日常生活に欠くことのできない生活道路の整備を進め、利用しやすい交通ネットワークの充実を図ります。また、人が優先され、環境に配慮した交通対策と交通事故防止対策を進め、安全で快適に移動できる環境づくりを進めます。



- (1) 良好な生活を生み出す交通ネットワークの整備事業
 - ・ 幹線道路網の整備
 - ・ 補助幹線、生活道路の整備
 - ・ 橋梁の整備
 - ・ 公共交通機関等の充実
- (2) 人と環境に配慮した交通対策の推進事業
 - ・ 人が優先のみちづくり
 - ・ 環境に配慮した交通体系の整備
- (3) 交通安全意識の高揚と交通事故のないまちづくり
 - ・ 交通安全施設の整備
 - ・ 交通安全意識の高揚

2 魅力ある住環境を実現する

地域の特性を活かして、自然環境に配慮した総合的、計画的な土地利用を推進します。特に良好な市街地を形成するために、土地区画整理事業などにより、良質な宅地を供給するとともに、中心市街地の住環境の改善と防災性の向上に努めます。また、安全で住みやすい居住空間の確保と景観に配慮したまちづくりを進め、魅力ある住環境の実現を目指します。



- (1) 計画的な土地利用の推進事業
 - ・ 環境と調和した土地利用の推進
- (2) 良好な市街地の形成事業
 - ・ 良好な住宅・宅地の整備
 - ・ 密集住宅地の整備促進
- (3) 安全で住みやすい居住空間の創出事業
 - ・ よりよい住まいづくりの推進
 - ・ 安全な住まいづくりのための相談、指導
- (4) 魅力ある都市景観づくり事業
 - ・ 魅力ある景観の保全
 - ・ 魅力ある都市景観の創出
 - ・ 美しいまちなみの誘導

3 うるおいとやすらぎのある生活空間を創出する

市民が身近に利用できる公園や特色ある公園などの整備を進めるとともに、緑化の推進と緑地の保全に努め、緑豊かなまちづくりを目指します。また、河川整備と市民が水辺に親しめる環境の創出に努め、うるおいとやすらぎのある生活空間を創ります。



- (1) 親しみのもてる公園づくり事業
 - ・ 公園の整備
 - ・ 公園の管理・運営体制の充実
- (2) 緑豊かな都市環境の形成事業
 - ・ 緑の保全、活用
 - ・ 緑の創造
 - ・ 緑化活動の促進
- (3) 安全でうるおいのある川づくり事業
 - ・ 河川の整備
 - ・ うるおいのある河川環境の整備

4 災害に強い安全なまちをつくる

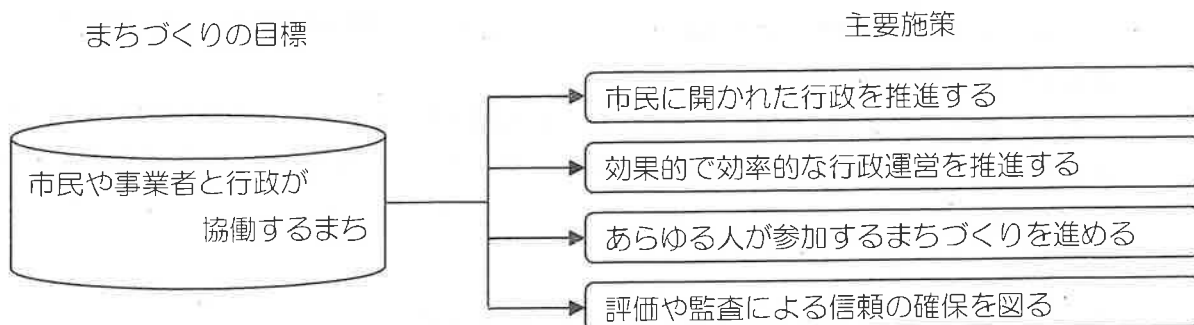
南海トラフ巨大地震等に対する備えとして、住宅や公共建築物の耐震化を促進するなど、地震対策に積極的に取り組みます。

また、海と山に囲まれて多くの河川を抱える地理的条件の中で、総合的な治水対策を推進するとともに、土砂災害対策や海岸保全対策を促進して、自然災害から市民生活を守るまちづくりを進めます。

主要事業

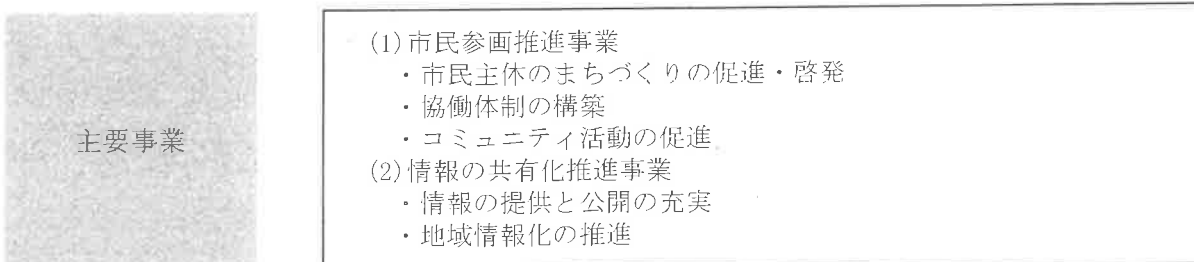
- (1) 災害に強いまちづくり事業
- ・ 地震・津波対策の推進
 - ・ 治山・治水・土砂災害対策の推進
 - ・ 海岸保全対策の促進
 - ・ 漁港・港湾の整備

VI 市民や事業者と行政が協働するまち



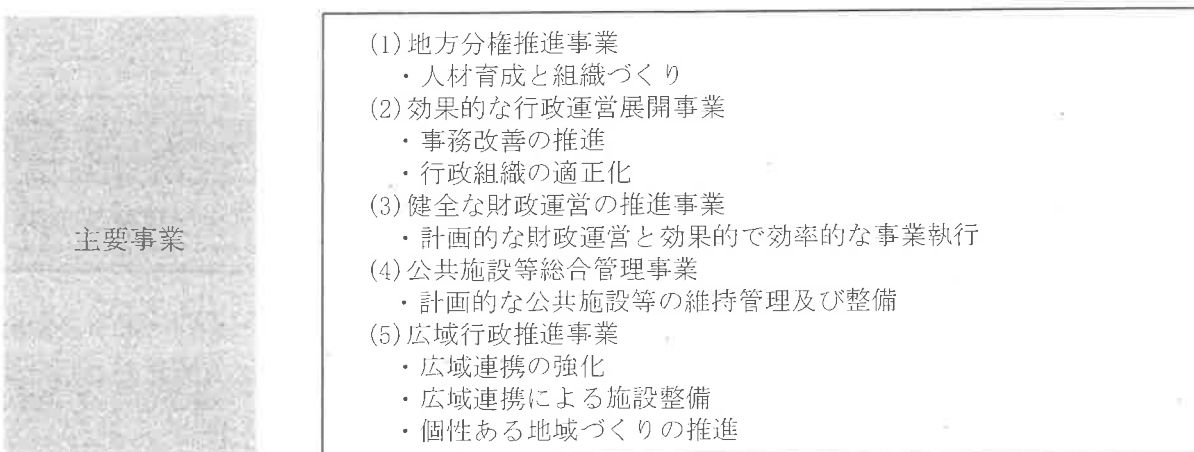
1 市民に開かれた行政を推進する

市民との協働によるまちづくりを進めるための体制を整えて、市民参画を一層推進し、市民が主役のまちづくりを進めます。そのために必要な、行政情報の提供と市民意識の把握を積極的に行い、市民に開かれた行政を推進します。



2 効果的で効率的な行政運営を推進する

施策目標の達成に向けて常に事務事業の改善に努め、健全な財政運営のもとに効果的で効率的な行政運営を進めます。また、周辺自治体との連携により、広域的な行政の展開を図ります。



3 あらゆる人が参加するまちづくりを進める

性差や年齢、障害の有無、国籍などに関わらず、全ての市民がその持っている能力を十分に発揮してまちづくりに参加するために、男女共同参画やユニバーサルデザイン等に基づくまちづくりを進めます。

主要事業

- (1) 男女共同参画社会形成事業
 - ・ 男女平等に関する啓発、普及
 - ・ 男女共同参画に対応した環境づくり
 - ・ 男女共同参画社会の体制整備
- (2) ユニバーサルデザイン推進事業
 - ・ ユニバーサルデザイン意識の普及
 - ・ ユニバーサルデザインのまちづくり
- (3) 国際化への対応事業
 - ・ 国際化への対応
 - ・ 多文化共生の推進
- (4) 核兵器廃絶と平和への希求事業
 - ・ 平和意識の普及と啓発

4 評価や監査による信頼の確保を図る

行政による内部評価を進め広く公表するとともに、市民による外部評価を行い信頼の確保に努めます。

主要事業

- 行政評価システム推進事業
- ・ 行政評価システムの導入
 - ・ 監査機能の充実

第3節 新市における静岡県事業の推進

新市の一体性を高め、計画的なまちづくりを推進するため、静岡県の諸施策と協働して事業を推進します。

1 静岡県に要望する事業

まちづくりの目標	主要施策	事業名・地区名・路線名等
魅力あふれ 人・モノ が行き交うにぎわい のあるまち	地域産業を振興する	農業の振興事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 湛水防除事業 （和田南部地区、大井川東南地区（藤守排水 機場ほか）） ・ 地域用水環境整備事業 （志太地区、大井川左岸地区） ・ 新農業水利システム保全対策事業 （木屋・和田用水地区、瀬戸川左岸地区） ・ ため池等整備事業〔農業用河川工作物応急対 策事業〕（大島地区） ・ 農道保全対策事業（高草地区） ・ 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 （東部排水機場）
安全でうるおい あふれる人に やさしいまち	安全で快適に移動できる 環境をつくる	良好な生活を生み出す交通ネットワークの整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小川島田幹線 ・ 焼津広幡線 ・ 河原大井川港線 ・ 島田大井川線 ・ 焼津大井川線
	災害に強い安全なまちを つくる	災害に強いまちづくり事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 治水対策事業 （高草川、石脇川、朝比奈川、梅田川、瀬戸 川、小石川、黒石川、木屋川、枋山川、成 案寺川、志太田中川、泉川）

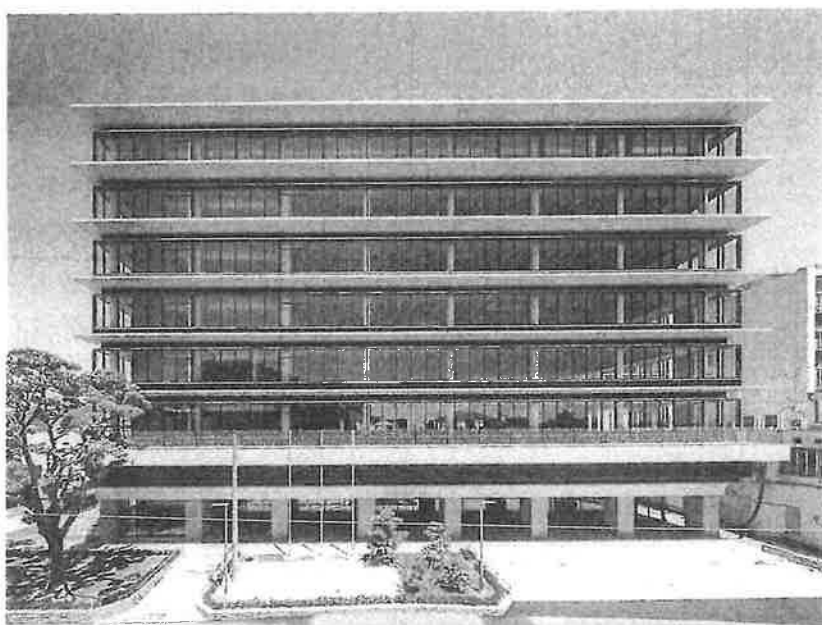
2 静岡県が実施を予定する事業

まちづくりの目標	主要施策	事業名・地区名・路線名等
魅力あふれ 人・モノ が行き交うにぎわい のあるまち	地域産業を振興する	水産業の振興事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水産流通基盤整備事業 ・ 水産物供給基盤機能保全事業 ・ 県単独漁港整備事業 ・ 漁港環境整備事業
		農業の振興事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新農業水利システム保全対策事業 (柳久保地区、栃山南部地区) ・ 県営農地整備事業「通作条件整備保全対策型」 (高草地区) ・ 湛水防除事業 (大井川東南地区 (藤守排水機 場ほか)) ・ 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 (東部排水機場、藤守排水機場)
安全でうるおい あふれる人に やさしいまち	安全で快適に移動できる 環境をつくる	良好な生活を生み出す交通ネットワークの整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 150 号志太榛南バイパス ・ 志太東幹線 ・ 島田吉田線 (志太中央幹線) ・ 大富藤枝線 ・ 島田大井川線
		人と環境に配慮した交通対策の推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高洲和田線 ・ 焼津榛原線
	災害に強い安全なまちを つくる	災害に強いまちづくり事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 治水対策事業 (高草川、石脇川、梅田川、瀬戸川、小石川、 黒石川、栃山川、成案寺川、志太田中川、泉 川) ・ 海岸侵食対策事業 (浜当目地区、石津浜地区) ・ 海岸保全施設整備事業-海岸高潮 ・ 農山漁村地域整備-海岸耐震 ・ 浜の活力再生-防災対策

第6章 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設の適正配置と整備については、市民サービスの低下を招かないよう利便性などにも十分配慮し、地域の特性や地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら検討します。

なお、適正配置と整備の検討にあたっては、公共施設マネジメントの視点を踏まえ、既存施設の有効利用、相互利用、施設の機能分担、民間委託などによる管理運営方法などについても検討します。



第7章 新市の財政計画

第1節 基本的な考え方

財政計画は、合併年度（平成20年度）からごみ処理に関する新施設建設に伴う現有施設の解体・撤去が完了するまでの21年間（平成21年度から令和11年度）の財政運営の指針として、歳入・歳出を項目ごとに、過去の実績や現在の財政状況、国における地方財政対策等を踏まえ、普通会計ベースで作成したものです。

作成に臨んでの基本的な考え方は、地方財政を取り巻く厳しい環境等の中で、合併後も健全な財政運営を堅持していくことを基本としています。

項目ごとに、平成20年度から令和4年度は決算数値とし、令和4年度の決算数値等を基礎として、これまでの実績や今後の人口推計等を踏まえ、併せて合併による歳出の削減効果も推計しています。

なお、令和2年度から令和4年度における決算数値については、新型コロナウイルス感染症に伴う給付金の交付等の各種事業及び国県補助金の影響が大きいため、これらに関連する歳入・歳出に係る数値を控除しています。

第2節 財政計画

1 歳入

(1) 市税

市民税、固定資産税及び都市計画税については、現行の税制度を基本に、経済見通しや人口推計を基に見込んでいます。

市たばこ税ほかにつきましては、過去の実績等を踏まえて見込んでいます。

(2) 地方譲与税・交付金

地方消費税交付金については、経済見通しを基に、税制改正影響分を見込んでいます。

地方譲与税及びその他の交付金については、過去の実績等を踏まえて見込んでいます。

(3) 地方交付税

普通交付税については、歳入における市税収入等の増を勘案しながら、普通交付税の算定の特例（合併算定値）による交付額を見込んでいます。

特別交付税については、過去の実績等を踏まえて見込んでいます。

(4) 国・県支出金

扶助費に係る補助・交付金については、扶助費の伸びに合わせて増加するものと見込んでいます。

普通建設事業に係る補助・交付金については、普通建設事業費の事業費に合わせて見込んでいます。

- (5) 繰入金
財源に不足を生じる場合には、基金の活用で対応することとし、繰入金を計上しています。
- (6) 市債
臨時財政対策債については、過去の実績等を踏まえて見込んでいます。
普通建設事業に係る市債については、普通建設事業費の事業費に合わせて見込んでいます。
- (7) その他の歳入
分担金及び負担金ほかについては、過去の実績等を踏まえて見込んでいます。

2 歳出

- (1) 人件費
合併による特別職の削減、業務の効率化等による職員の減員を勘案して推計しています。
- (2) 扶助費
過去の実績等を踏まえるとともに、老年人口の増加などを勘案して推計しています。
- (3) 公債費
既発行の市債については、償還計画により見込み、今後発行する市債については、経済見通しに伴う金利の上昇を踏まえて推計しています。
- (4) 物件費
過去の実績、経済見通しに伴う物価の上昇等を踏まえて推計しています。
- (5) 維持補修費
過去の実績等を踏まえて推計しています。
- (6) 補助費等
過去の実績等を踏まえて推計しています。
- (7) 繰出金
過去の実績とともに、老年人口の増加などを踏まえて推計しています。
- (8) 普通建設事業費
国の財政構造改革に沿って、事業費を抑制するものとして推計しています。
- (9) その他の歳出
貸付金ほかについては、過去の実績等を踏まえて推計しています。

(単位：百万円)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
歳入																							
項目	22,851	22,237	21,654	21,776	21,286	21,287	21,423	20,849	21,108	21,139	21,250	21,190	20,923	20,347	20,787	20,863	20,734	21,223	21,254	20,853	21,197	21,159	
市税	2,277	2,184	2,143	2,085	2,093	2,205	2,425	3,585	3,151	3,382	3,419	3,153	3,827	4,326	4,493	4,493	4,531	4,531	4,531	4,531	4,531	4,531	4,531
地方譲与税・交付金	1,767	2,072	2,899	3,372	3,670	3,433	3,254	3,342	3,189	2,968	2,880	3,148	2,975	4,122	4,256	4,525	4,616	4,321	4,354	4,712	4,553	4,682	
地方交付税	6,536	10,139	8,473	8,469	7,807	11,587	8,608	8,450	8,835	9,376	8,688	10,192	10,299	9,990	10,944	10,266	10,832	11,634	11,690	11,226	12,053	12,650	
国・県支出金	2,576	1,811	812	403	398	600	545	547	757	1,056	3,668	2,825	4,782	2,410	4,054	4,609	5,269	6,603	6,925	4,484	5,177	4,484	
繰入金	2,915	4,150	5,223	5,436	4,381	4,974	3,594	2,778	3,006	5,213	4,326	5,445	6,554	6,760	3,088	2,379	2,347	3,749	2,403	1,416	1,638	2,119	
市債	6,069	6,154	7,287	6,477	5,863	6,395	6,934	10,867	12,098	9,642	10,209	10,533	12,006	13,712	13,329	13,982	11,613	11,627	11,632	11,718	11,727	11,734	
その他の歳入	44,991	48,747	48,491	48,018	45,498	50,481	46,783	50,418	52,144	52,776	54,440	56,486	61,366	60,951	61,117	59,942	63,688	62,789	58,940	60,876	61,359		
歳入計																							

(単位：百万円)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
歳出																							
項目	7,663	7,497	7,323	7,064	6,972	5,920	5,799	5,980	6,037	6,240	6,466	6,220	7,623	7,585	7,862	7,518	8,393	7,799	8,459	7,874	8,327	7,950	
人件費	4,277	4,651	6,612	7,238	7,188	7,274	8,205	8,230	8,613	8,775	8,906	9,611	9,913	10,174	10,529	11,038	11,316	11,611	11,923	12,089	12,259		
扶助費	5,113	4,840	4,947	4,985	4,931	5,017	5,027	4,724	4,671	4,518	4,307	4,312	4,293	4,322	4,395	4,335	4,169	4,134	4,180	4,101	4,152	4,161	
公債費	5,605	5,833	5,717	5,917	5,765	5,678	6,669	8,739	9,812	8,506	9,007	8,580	8,894	9,669	10,532	10,710	10,871	10,974	11,037	11,088	11,114	11,140	
物件費	588	589	672	715	642	742	754	821	803	1,001	976	877	709	722	718	737	751	760	766	771	774	776	
維持補修費	4,028	6,661	4,690	3,993	3,506	4,498	4,452	5,013	4,938	6,322	5,450	8,043	7,653	7,292	8,133	9,111	8,940	9,666	10,115	8,001	8,483	8,608	
補助費等	4,306	4,152	4,510	4,775	4,516	4,761	5,087	5,258	5,368	5,658	5,639	4,706	4,846	4,711	4,892	5,035	5,100	5,167	5,180	5,193	5,207	5,220	
繰出金	8,718	10,475	7,875	8,596	6,564	9,889	4,999	3,756	4,061	6,723	6,198	7,000	8,332	9,179	5,341	4,149	5,523	8,731	6,305	4,694	5,590	5,541	
普通建設事業費	2,770	1,949	3,953	2,801	2,894	4,388	3,214	5,134	5,165	3,037	3,781	4,317	5,147	5,819	6,153	8,746	5,157	5,141	5,136	5,295	5,140	5,704	
その他の歳出	43,068	46,647	46,299	45,084	42,978	48,167	44,206	47,655	49,468	50,780	50,730	53,666	57,410	59,473	58,555	61,117	59,942	63,688	62,789	58,940	60,876	61,359	
歳出計																							

用語解説

■50 音順

用語	用語説明
あ行	
維持補修費	学校や庁舎などの公共用施設を修理するための費用のこと。
か行	
可住地面積	行政区域の総面積に対する、山林や湖沼などを除いた居住可能な面積のこと。
機関委任事務制度	市町村長が国の指揮監督の下に戸籍などの特定の事務を行う制度のこと。地方分権一括法の施行により廃止され、国からの受託事務に再編された。
基幹交通軸	人・物資などの輸送・移動に際して必要となる道路、鉄道などの基盤のこと。
基金	特定の目的に使用するために積み立てる現金などのこと。
行政評価システム	より効果的・効率的な行政運営を実現するため、施策・事業の効率性、有効性、妥当性などを評価し、行政運営を改善していく仕組みのこと。
協働	市民・事業者・団体などと行政が同じ目的のために連携・協力して働き、取り組むこと。
繰入金	異なる会計の間で行う現金のやりとりのこと。
繰出金	
権限移譲	住民に身近な行政サービスの権限を国や県から、地方公共団体へ移すこと。
後期高齢者医療制度	平成 20 年 4 月から始まる 75 歳以上の高齢者を対象とした医療制度のこと。
公債費	借入金に対する返済金のこと。
交流人口	特定の地域相互間で、移動する人口のこと。
古事記	太安万侶（おおのやすまろ）が編纂した日本最古の歴史書。712 年完成。
国庫補助金	国が地方公共団体に対して、特定の事業を促進させる目的で、用途を指定して交付する資金のこと。
コミュニティ	地域社会。共同社会。
さ行	
産学官の連携	新規産業の創出・育成などを目的として、企業などの産業界（産）、大学などの研究機関（学）、行政（官）が一体となって協力しながら取り組むこと。

用語	用語説明
産業大分類	多種多様な産業をおおまかに区分けすること。第一次産業（農業、漁業など）、第二次産業（建設業、製造業、電気・ガス・水道業など）、第三次産業（金融業、サービス業など）などに区分される。
三位一体の改革	国と地方の税財政改革。国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の削減、地方交付税の見直しの3つを一体的に行うことで、地方自治体の財政基盤や自立性の強化を目指す改革のこと。
資源循環型社会	廃棄物の発生抑制、資源としての有効利用、適正処分などによって天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会のこと。
市債	公共施設の建設などを行うための財源として、市が借り入れる長期の借入金のこと。
自主財源	固定資産税や市民税、使用料など市が独自で収納、徴収できるお金のこと。
静岡県市町村合併推進構想	合併新法の規定により、静岡県が県内の自主的な市町村合併を推進するため、総務大臣が定める指針に基づき策定した構想のこと。
社会保障費	医療、年金、介護、生活保護などの住民の生活を安定させるため、国または地方公共団体が社会サービスを行う費用のこと。
省エネルギー	同じ社会的効果や生産を、より少ないエネルギーで実施すること。
新エネルギー	太陽光発電、風力発電など、既存のエネルギー資源に代わる、新しいエネルギー生産分野のこと。
駿河湾深層水	新焼津漁港港内の取水施設で駿河湾の水深397mと687mから取水している海水のこと。高栄養性、清浄性、低温安定性など表層水とは違う特性をもっている。
生産年齢人口	就労可能な年齢層のことで、15歳～64歳までの人口をいう。
た行	
男女共同参画	女性も男性も、互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性差なく個性や能力を発揮すること。
地域資源	その地域固有の資源のこと。「特産品」や「観光名所」など物品だけでなく、自然や風土なども地域資源とされる。
地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球全体の気温が上昇するとされており、自然や生活環境などに影響が生じる現象のこと。
地方交付税	地方公共団体の財源不足や団体間の財政不均衡を是正するため、一定の公共サービスを遂行できるよう国から地方公共団体へ交付されている資金のこと。国税収入のうちから一定の比率で交付される。
地方財政対策	毎年度における国の予算編成に先立ち、地方自治体に財源不足が生じないように財源を確保のための措置のこと。
地方譲与税	国税として徴収し、地方自治体に譲与される財源のこと。 (例) 地方道路譲与税、自動車重量譲与税など。

用語	用語説明
地方分権	国の権限や仕事の一部を地方に移譲し、地方自治体独自の判断で仕事を行えるようにすること。
定住人口	その地域に定住している人の数のこと。
都市計画区域	都市の健全で秩序ある発展のため、一体の都市として総合的な整備・開発・保全を行う必要がある区域のこと。 新市は、行政区域全体が都市計画区域となる。
な行	
ニーズ	必要性。
日本書紀	日本の歴史書。720年舎人親王（とねりしんのう）らが編纂し720年に完成。神代から持統末年の697年までの記事からなる。
ネットワーク	組織や物などが相互に関連しながら、網のように張り巡らされて構築されている状態のこと。
は行	
扶助費	社会保障制度の一環として、各種の法令に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費のこと。なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。
普通会計	地方自治体間の比較する上で統一的に用いられる会計区分であり、一般会計と特定の特別会計を合算したもの。
普通建設事業費	道路、橋りょう、学校、庁舎など公共用または公用施設の新増築などの建設事業に要する投資的経費のこと。
物件費	賃金、旅費、需用費など、人件費や維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質の経費のこと。
分担金及び負担金	法令または契約に基づいて国または地方公共団体に対して負担しなければならない経費のこと。
補助費等	報償金や賞賜金、各種団体などに対する補助金などの経費のこと。
や行	
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体、国籍など、人々がもつ様々な特性や違いを越えて、はじめから全ての人々が利用しやすいように配慮した、環境、施設、製品などをつくる考えのこと。
ら行	
ライフスタイル	生活様式。
臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法の特例として発行される地方債のこと。地方交付税制度上の基準財政需要額を基本に各団体ごとの発行可能額が算定される。

焼津市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、焼津市道の路線を次のとおり認定する。

令和5年11月16日提出
焼津市長 中野 弘道

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
五ヶ堀道南分譲地八号線	焼津市五ヶ堀之内 1261 番 4 地内	
	焼津市五ヶ堀之内 1261 番 4 地内	
吉永利右衛門線	焼津市吉永 1129 番 2 地内	
	焼津市利右衛門 550 番 5 地内	

専決処分事件の報告について

「特別児童扶養手当の受給手続に係る損害賠償事件について」を令和5年11月2日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月16日提出
焼津市長 中野 弘道

専第21号

特別児童扶養手当の受給手続に係る損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、特別児童扶養手当の受給手続に係る和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和5年11月2日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 71,520円

報第26号

専決処分事件の報告について

「特別児童扶養手当の受給手續に係る損害賠償事件について」を令和5年11月2日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月16日提出
焼津市長 中野 弘道

専第22号

特別児童扶養手当の受給手續に係る損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、特別児童扶養手当の受給手續に係る和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和5年11月2日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 107,280円

専決処分事件の報告について

「特別児童扶養手当の受給手続に係る損害賠償事件について」を令和5年11月2日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月16日提出
焼津市長 中野 弘道

専第23号

特別児童扶養手当の受給手続に係る損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、特別児童扶養手当の受給手続に係る和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和5年11月2日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 322,200円

専決処分事件の報告について

「建築物破損事故に起因する損害賠償事件について」を令和5年11月2日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月16日提出
焼津市長 中野 弘道

専第24号

建築物破損事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、建築物破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和5年11月2日専決処分
焼津市長 中野 弘道

1 相手方 所在地 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2 損害賠償額 71,500円

